

市立井田病院光熱水費未請求等
事案に関する意見書

令和2年12月
川崎市総務企画局

目 次

1	事実経過	1
2	本事案に関する論点と外部有識者の意見	8
	《事案の発生原因》	8
	【論点1】なぜ、未請求状態等が発生したのか？	8
	【論点2】なぜ、未請求の状況に5年以上の間、気づかなかったのか？	10
	《未請求判明時の対応》	11
	【論点3】なぜ、市長・副市長への報告が遅れたのか？	11
	【論点4】なぜ、公表しなかったのか？	12
	《財務処理（レストラン）》	14
	【論点5】なぜ、未請求分の光熱水費を分割納付することについて、文書での取り交わしがされていないのか？	14
	【論点6】なぜ、未請求分の光熱水費について、一括で調定せず、請求の都度の調定としたのか？	14
	《行政財産目的外使用許可に関する処理（レストラン）》	15
	【論点7】なぜ、レストラン事業者に対し、行政財産使用料を免除したのか？利益供与には当たらないのか？	15
	【論点8】なぜ、行政財産の目的外使用許可と使用料の免除を遡及により処理したのか？	18
	【論点9】なぜ、代わりの事業者を見つけることはしなかったのか？	19
	《事業者への請求に関する処理》	19
	【論点10】未請求分光熱水費の時効を10年間（不当利得）として事業者に請求した行為は適切なのか？	19
	【論点11】光熱水費の算定に当たり、未検定品の電力量計を用いることは適当か？	20
	《レストラン事業者の給湯分使用水量の算定誤り》	21
	【論点12】なぜ、レストラン事業者の給湯分の使用水量の算定方法が誤っていたことに気づかなかったのか？	21
	【論点13】レストラン事業者の給湯分の使用水量の算定方法が誤っていたことに関し、実測によらない方法で過去の使用水量を推定し、水道料金等の清算をすることは適当か？	22
3	まとめ	24
	参考資料	25

※本意見書中の は、総務企画局にて調査、確認した事項等

市立井田病院では、第1期竣工による平成24年5月の新棟一部開院に伴い、以降、レストラン、売店、喫茶店等の各事業者に対し、行政財産の目的外使用許可などを行い、その使用料等とともに、別途光熱水費を実費徴収してきた。

しかしながら、平成29年度において、当該光熱水費の一部未請求が判明し、その後の病院局における不適切ともとれる処理・対応が、令和2年決算審査特別委員会にて議論されたところである。

本意見書は、令和2年10月23日付けによる病院事業管理者からの市長宛の検証依頼〈参考資料1〉を受け、総務企画局において、法律・財務・行政実務に関する外部有識者を含めた検証体制〈参考資料2〉を構築し、本事案の発生及び病院局の処理・対応の妥当性について、当該有識者の意見を取りまとめたものである。

1 事実経過

年	月日	相手方	内容
平成21年	7月	—	新棟第1期工事着工
平成23年	10月14日	—	新棟一部開院に向けて、レストラン、売店、喫茶店各事業者について、公募開始
平成24年	1月	—	新棟第1期竣工
	1月24日	—	レストラン、売店、喫茶店各事業者を選定
	3月	—	選定された喫茶店事業者が辞退を表明。公募で次点となった事業者と協議を開始
	5月1日	—	新棟一部開院
		レストラン事業者	レストラン事業者 営業開始（行政財産使用許可）
		旧売店事業者	売店事業者 営業開始（行政財産使用許可）
	7月30日	旧喫茶店事業者	喫茶店事業者 営業開始（行政財産使用許可）
平成26年	12月	—	新棟第2期竣工
平成27年	4月1日	—	新棟全面開院
平成29年	6月28日	—	レストラン、売店、喫茶店各事業者について、公募開始
	8月10日	—	レストラン、売店、喫茶店各事業者を選定
	10月1日	喫茶店事業者	喫茶店事業者 営業開始（賃貸借契約）
	10月28日	売店事業者	事業者の更新時に新規の売店事業者からの照会が発端となり、電力量計（一般動力）が存在すること、これが未検定品であること、その料金の請求が漏れていることが判明 設備・光熱水費等の調査を開始
	11月1日	レストラン事業者	レストラン事業者 営業開始（行政財産使用許可）
売店事業者		売店事業者 営業開始（行政財産使用許可）	

年	月日	相手方	内容
平成 29 年	12 月 13 日	病院局経理担当	電力量計（一般動力）に関する事案についての報告及び相談
	12 月 21 日	病院局長	電力量計（一般動力）に関する事案についての報告 ⇒請求すること。回収できなかつたら公表せざるを得ない。
	12 月 26 日	旧売店事業者	電気料金（一般動力）についての請求漏れの謝罪及び追加請求の説明
	12 月 27 日	レストラン事業者	
平成 30 年	1 月 4 日	温水メーター（給湯分）設置事業者 工事施工業者 レストラン事業者	温水メーター（給湯分）が存在すること、水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の請求が漏れていることが判明。また、井田病院新棟第 2 期工事が竣工された平成 26 年 11 月までのレストランの使用水量が異常に多い値を示していたことが判明したため、温水メーター（給湯分）設置事業者、工事施工業者、レストラン事業者に調査を依頼（原因は特定できず。）
	1 月上旬	レストラン事業者 新旧売店事業者 新旧喫茶店事業者	光熱水費の調査を行っている中で、水道料金等の請求額に誤りがあることが判明（参考資料 3）
	1 月 18 日	喫茶店事業者	水道料金等の請求額の誤りについての謝罪、追加請求（1,940 円）の説明 ⇒納付済み
	1 月 23 日	病院局長	水道料金等に関する事案についての報告
	1 月 24 日	レストラン事業者	事業者からの、電気料金（一般動力）について支払意思がない旨の文書の提出（参考資料 4） 水道料金等（給湯分）についての請求漏れの謝罪、追加請求の説明
		旧売店事業者	水道料金等（給湯分）についての請求漏れの謝罪、追加請求の説明
	1 月 26 日	旧喫茶店事業者	水道料金等の請求額の誤りを説明。支払いを依頼し、応じる意向を確認。
	1 月下旬	売店事業者	売店事業者からの電力使用量についての疑義の提示
	1 月 31 日	病院局経理担当	レストラン事業者に対する今後の対応の相談

年	月日	相手方	内容
平成 30 年	2月8日	電力量計設置事業者	電力量計設置事業者による点検の結果、電力量計（一般動力）は、同事業者の合成変成比率の設定誤りにより、5倍の数値が表示されていることが判明
		まちづくり局	設備、電力量計についての調査を依頼
	2月22日	病院局長	電力量計（一般動力）の設定誤りと今後の対応についての報告
	2月23日	電力量計設置事業者	電力量計（一般動力）設置事業者からの顛末書の提出
	2月23日	売店事業者	電気料金（一般動力）過大徴収分（385,394円）を返金
	2月27日	旧喫茶店事業者	事業者からの水道料金等の請求漏れに関する消滅時効が5年であることについての確認の要求
	3月9日	まちづくり局	電力量計（保安電灯、保安動力）が存在すること、これが未検定品であること、その料金の請求が漏れていること、電力量計（保安動力）は、合成変成比率の設定誤りにより、5倍の数値が表示されていることが判明
	3月13日	旧喫茶店事業者	事業者からの水道料金等の請求漏れに関する消滅時効が2年であることについての確認の要求
	3月15日	病院局長	電力量計（保安電灯、保安動力）の存在、未検定電力量計による請求の検証、レストランの対応方針案についての報告
		レストラン事業者	請求方針が示されるまで営業時間を短縮したい旨、文書で依頼あり。以降、事業者との協議は一旦停止し、設備光熱水費の再調査を開始
	4月12日	病院局長	現状及び今後の対応方針についての報告・相談 ⇒来週を目途に副市長に報告すること。 各事業者が負担すべき光熱水費を遡及して請求すること。 レストランについては運営スキームを検討すること。 未検定電力量計を検定品へ更新すること。
	4月27日	副市長	現状及び今後の対応方針についての報告
	5月8日	市長	現状及び今後の対応方針についての報告
	6月26日	病院局経理担当	消滅時効を不当利得による10年として全額請求する方向性についての確認

年	月日	相手方	内容
平成 30 年	6 月 28 日	病院局長	現状及び今後の対応方針についての報告・相談 ⇒消滅時効を不当利得による 10 年とすることを前提に、全額請求を行う。
	7 月 6 日	レストラン事業者	平成 30 年度の行政財産使用許可の諸条件等を井田病院より提案。経過、未請求金額等を説明し、支払を依頼〈参考資料 5〉
	8 月 1 日	旧売店事業者	経過報告の上、金額を提示し、支払について検討を依頼 ⇒支払に応じる意向を確認
	8 月 15 日	旧喫茶店事業者	消滅時効を 10 年として再度金額を提示し、支払を要求。事業者から消滅時効 5 年の適用が妥当との見解を示される。
	8 月 23 日	レストラン事業者	事業者から支払意思がない旨、文書回答〈参考資料 6〉
	8 月 28 日	旧売店事業者	依頼文及び納入通知書を送付 (1,657,316 円)
	9 月 4 日	病院局経理担当	レストラン事業者対応の経過報告及び今後の対応方針についての相談 ⇒時効・請求方法・訴訟等提起について
	9 月 4 日	病院局長	レストラン事業者対応の経過報告
	9 月 26 日	旧喫茶店事業者	支払を求めるも、消滅時効を 10 年とすることについて事業者の理解を得られず。
	10 月 25 日	旧売店事業者	未請求分の光熱水費 (1,657,316 円) 納付
	11 月 7 日	副市長	現状及び今後の対応方針についての報告
	11 月 20 日	市長	現状及び今後の対応方針についての報告
	11 月 26 日	病院局庶務課	平成 31 年第 1 回市議会定例会に提出する議案についての相談 (未請求分の光熱水費についての調停の申立て等)
	11 月 29 日	レストラン事業者	平成 30 年度の行政財産使用許可の諸条件等を井田病院より再提案〈参考資料 7〉。支払に応じられない場合、民事調停・訴訟による解決を提案
	12 月 25 日	病院局長	現状及び今後の対応方針についての報告・相談 ⇒11 月 29 日付けの提案について、レストラン事業者からの回答が無いため、3 月議会に諮ることが難しいこと、その場合、全体スケジュールが約 3 か月遅れることを報告。その他、光熱水費の請求額や、民事調停か訴訟かなどについての相談

年	月日	相手方	内容
平成 30 年	12 月 25 日	レストラン事業者	事業者から支払に応じる意向がある旨、口頭により回答
	12 月 27 日	病院局長	12 月 25 日のレストラン事業者からの回答を受けての説明 ⇒レストラン事業者の債務とならない対応の可否、平成 30 年度行政財産使用許可（使用料減免）、公表及び健康福祉委員会対応、事業者への回答が 1 月初旬となるため、3 月議会での提案は困難であることについて
平成 31 年	1 月 7 日	病院局庶務課	経過報告及び 3 月議会での提案をしない旨の連絡
	1 月 15 日	レストラン事業者	事業者から平成 30 年 11 月 29 日提案内容に対し、文書で回答（参考資料 8） ① 民事調停について応じる準備があるが、その場合、平成 31 年 3 月をもって撤退 ② 11 月 29 日提案の債務としない場合でも支払が 55 か月間の長期にわたるため、36 か月を経過すれば過去分の光熱水費を債務としない旨の約束があれば運営を継続
	1 月 24 日	病院局長	レストラン事業者から 1 月 15 日に受領した回答を踏まえた今後の対応方針についての報告・相談
	1 月 25 日	副市長	現状及び今後の対応方針についての報告
	2 月 14 日	レストラン事業者	井田病院の対応方針を文書で回答。最終確認文書案を提示（確認文書については取り交わしていない。）（参考資料 9） *確認事項 ・未請求分の光熱水費を 55 回分割し、そのうち 1～36 回分を支払うこと。また、37 回分以降の残額の支払は改めて協議を行うこと。 ・平成 30 年 4 月以降について、一般電灯・給水以外の光熱水費も支払うこと。 ・レストラン営業を継続するためのスキーム（使用料、営業時間）の見直し
	3 月 7 日	レストラン事業者	平成 30 年度行政財産使用許可申請書・行政財産使用料免除申請書※及び平成 31 年度行政財産使用許可申請書等を受領 ※遡及により、平成 30 年 2 月 28 日付けで申請があったものとして処理

年	月日	相手方	内容
平成 31 年	3 月 8 日	病院局経理担当	光熱水費の徴収方法について局経理に確認
	3 月 18 日	レストラン事業者	平成 30 年度行政財産使用許可書※及び平成 31 年度行政財産許可書について、事業者宛て送付 ※遡及により、平成 30 年 3 月 22 日付けにて行政財産使用許可及び同使用料免除を決定
	4 月 22 日	レストラン事業者	レストラン事業者に対し、平成 30 年度分の光熱水費の納入通知書（4,173,910 円）を送付
令和元年	6 月 3 日	レストラン事業者	平成 30 年度分の光熱水費（4,173,910 円）納付
	6 月 18 日	副市長	現状及び今後の対応方針についての報告
	8 月 6 日	市長	現状及び今後の対応方針についての報告
令和 2 年	4 月 20 日	レストラン事業者	新型コロナウイルス感染症のため一般用食堂の営業を休止したい旨の申し入れあり
	4 月 22 日	レストラン事業者	一般用食堂の営業を休止
	6 月 1 日	レストラン事業者	一般用食堂の営業を再開。営業時間は職員用食堂と同じ平日の 10 時 30 分から 13 時 30 分まで
	9 月～ 10 月	—	令和 2 年決算審査特別委員会にて審議
	9 月 29 日	病院局長	旧喫茶店事業者に対する水道料金等の未請求（40,420 円）についての報告
	10 月 14 日	副市長	旧喫茶店事業者に対する水道料金等の未請求（40,420 円）についての報告
		旧喫茶店事業者	水道料金等の未請求分（40,420 円）について旧喫茶店事業者に連絡
	10 月 15 日	レストラン事業者	令和 3 年 3 月末をもって退店したい旨のレストラン事業者の意向を確認
		市長	旧喫茶店事業者に対する水道料金等の未請求（40,420 円）についての報告
		旧喫茶店事業者	旧喫茶店事業者に対し、納入通知書（40,420 円）を送付
		—	報道発表（井田病院における光熱水費の未請求について）〈参考資料 10〉
	10 月 26 日	レストラン事業者	レストラン事業者からの令和 2 年 10 月 23 日付けで今年度末をもって退店する旨の申出書の提出
	11 月～ 12 月	—	令和 2 年第 6 回市議会定例会にて審議
12 月 2 日	病院局長	井田病院レストランの給湯使用水量に関する再調査についての報告	

年	月日	相手方	内容
令和2年	12月7日	副市長・市長	井田病院レストランの給湯使用水量に関する再調査についての報告
	12月8日	—	報道発表（井田病院レストランの給湯使用水量に関する再調査について）〈参考資料11〉

※病院事業管理者へは、病院局長への現状報告等の都度、その内容について同局長及び関係職員から説明していたとのこと。

2 本事案に関する論点と外部有識者の意見

《事案の発生原因》

【論点1】なぜ、未請求状態等が発生したのか？

(1) 病院局の考え方

＜レストラン及び売店の事案について＞

井田病院の電気系統は、(A)一般電灯、(B)一般動力、(C)保安電灯、(D)保安動力の4系統、水道は、(X)給水、(Y)給湯の2系統がある。このうち、レストランでは全ての電気系統と水道を、売店では(A)(B)の電気系統と全ての水道を使用する設計となっていたが、電力量計及び水道・温水メーター（以下「電力量計等」という。）の検針並びに電気料金、水道料金及び下水道使用料（以下「電気料金等」という。）の請求を担当する井田病院庶務課がこれらを認識しておらず、電力量計等の存在も把握していなかったため、レストラン及び売店ともに、(A)及び(X)に係る検針や請求しか行っていなかった。

また、当該庶務課が認識していなかったことを踏まえると、新棟整備の設計、施工時に、病院局経営企画室再編整備担当（まちづくり局からの併任を含む。）において、電力量計等設置の必要性の認識や検討が適切になされていなかった可能性や、引渡時に病院側への情報伝達が適切になされていなかった可能性※も考えられる。

※工事発注後の、市（監督員・事業局）及び設計・施工業者による定例会議（月2回（隔週）を基本に実施）や電気分科会（おおむね毎週実施）の議事録を確認したところ、テナントへの電気料金等の請求に関する言及はなかった。

あわせて、第1期竣工時における施工業者から井田病院庶務課への引継ぎ資料も確認したが、やはり、同請求に関する記載はなかった。

また、まちづくり局施設整備部への聞き取り調査によれば、「井田病院ほどの大規模施設であれば、電気料金等のテナントへの請求の有無にかかわらず施設管理のための監視用電力量計等を設置するのは一般的であり、電気等の使用量は中央監視室のモニターで確認できる。」「ATM や自販機には検定品の電力量計を採用しており、同じ施設内で検定品と未検定品を使い分けているということは、何らかの意図があったと推測される。」「テナントへの電気料金等の請求については、定額の場合など様々な方法がある。定額での料金請求とするのであれば電力量計等の仕様や設置位置は今回のような形でも不思議ではない。もし、設計段階でテナントの使用量に応じた支払といった契約内容が設計側に伝わっていれば、検定品の電力量計等を見やすい位置に設置する。引継ぎについては、そういった内容を踏まえ行われていたのではないか。」とのことであった。

なお、竣工時において、喫茶店、レストラン、売店等の電力量計（一般電灯）は、仮に料金の徴収を想定した際に、テナント事業者が確認することも容易な1階E P S内に設置されている一方で、一般動力（レストラン・売店）、保安動力（レストラン）、保安電灯（レストラン）の各電力量計については、テナント事業者による立入り、確認が困難な地下電気室に設置されていた。

<喫茶店の事案について>

平成 30 年 1 月に上下水道料金の請求額に計算誤りがあることが判明したため、平成 29 年 9 月まで喫茶店を運営していた旧喫茶店事業者及び平成 29 年 10 月以降に喫茶店を運営している現喫茶店事業者に対して、消滅時効を 10 年と考え、計算誤りに伴う不足分光熱水費を請求した。

現喫茶店事業者は承諾し不足分を支払った。一方、旧喫茶店事業者は消滅時効 5 年の適用が妥当との見解を示し、支払に応じていなかった。

その後、レストラン事業者への法的措置も含めた対応の検討等に注力する余り、旧喫茶店事業者との協議・調整が進んでおらず、結果として未請求のままとなっていた。

(2) 外部有識者の意見

床呂氏

<レストラン及び売店の事案について>

本来、光熱水費の徴収を所管する井田病院庶務課において、公募・使用許可等に際して用いる資料の確認や施工業者・まちづくり局からの聴取等により、レストラン・売店事業者に供給される電気・水道の系統を把握する必要があったと考えられる。

加えて、以下の点を指摘できる。

レストランの電気系統については、平成 24 年 4 月の行政財産使用許可書添付の「レストラン設備諸条件一覧表」〈参考資料 12〉には、電気設備として、「電灯」・「動力」それぞれに「商用電源」・「発電機電源」の記載があり、レストラン事業者への電気系統が 4 系統あることを把握することは難しくなかったと思われる。

売店の電気系統についても、同様に「売店設備諸条件一覧表」〈参考資料 13〉に電気設備として「電灯」・「動力」の記載があり、売店事業者への電気系統が 2 系統あることを把握することは難しくなかったと思われる。

また、水道については、レストラン及び売店とも、公募資料添付の衛生図面〈参考資料 14・15〉中、「給水」「給湯」の記載があり、各事業者への水道がそれぞれ 2 系統あることを把握することは難しくなかったと思われる。

なお、設計を担当したまちづくり局についても、電力量計を検定品とするか否かの判断をするために、工事発注後の定例会議等において、井田病院庶務課に対し、レストラン事業者等への光熱水費の徴収の有無を確認することが望ましかったと思われる。

<喫茶店の事案について>

水道料金等の徴収額に計算誤りが生じた原因は判然としないが、徴収を所管する井田病院庶務課における不注意・確認漏れが原因と思われる。

計算誤りが判明後、支払いに応じない事業者に対しては、法的措置等を検討する必要があると考えられる。

佐久間氏

<レストラン及び売店の事案について>

請求担当の庶務課職員と施設整備担当者は、レストラン及び売店において使用される電気と水道の系統を把握し、これを測定・請求する方法を把握していることが必要である。すなわち、①施設整備担当者は事業者が使用する電気系統等を全て把握し、その測定メーター設置などを踏まえて施設整備を実施し、これを請求担当庶務課職員に伝達することが必要であり、また②請求担当の庶務課職員も事業者の使用実態を踏まえた適切な請求業務を実施することが必要であることから、少なくとも初期の段階では請求に漏れがないことを実地検査するなどして確認することが必要であって、施設整備に不足があった場合にはこれを施設整備担当者へ伝達することが必要であったと考えられる。結局、電力量計等の測定・請求の網羅性をチェックする牽制機能が施設整備部署内にも請求部署内にも存在せず、しかも担当部署以外が監査等を実施して測定・請求を検証する内部統制も働いていなかった。

<喫茶店の事案について>

請求金額の計算の正確性を計算担当者以外がチェックするという担当部署内の牽制機能が働いていなかった。

坂本氏

病院には、保安電灯や保安動力は必ずあり、その存在は、川崎市の設計部門、工事部門であれば知っているはずである。本件についても、設置目的は定かでないが、設計段階から子メーター設置の市の指示があり、現に子メーターは存在している。

したがって、未請求の状況が発生したのは、川崎市の設計部門、工事部門が施工業者を通して電気・水道の各系統の存在と子メーターについて庶務課に知らせていなかったこと、あるいは庶務課から確認を行わなかったことなど、相互の連携不足が原因である。

【論点2】なぜ、未請求の状況に5年以上の間、気づかなかったのか？

(1) 病院局の考え方

<レストラン及び売店の事案について>

旧棟では電気及び水道ともに1系統のみの使用であったことから、井田病院庶務課が、従前どおりそれぞれ1系統の分について請求していたことに、疑問を感じなかった。また、後任の担当者についても、引継ぎ等を受け、把握しているメーター分の電気料金等については請求していたことから、考えが及ばなかった。

ただし、公募の仕様書を詳細に確認すれば図面等から他の電気系統や給湯の使用を把握できたため、初動での確認ができなかったことの影響が大きいと考える。

(2) 外部有識者の意見

床呂氏

<レストラン及び売店の事案について>

本来、光熱水費の徴収を所管する井田病院庶務課において、レストラン・売店事業者の負担すべき光熱水費について、点検する必要があったと考えられる。

水道については、毎月、中央監視室のモニターで給水の検針値を確認して給水費の徴収を行っていたようだが、同モニター上、給水の検針値の隣に給湯の検針値も表示されている(参考資料 16)ことから、給湯費についても徴収すべきという点に気づくことは困難ではなかったと思われる。

佐久間氏

<レストラン及び売店の事案について>

請求担当の庶務課職員は、レストラン及び売店において使用される電気と水道の系統を把握し、これを測定・請求する方法を把握していることが必要である。したがって、口頭や書面による引継ぎだけでなく、少なくとも引継ぎの段階では請求に漏れがないことを実地検査するなどして確認し、必要に応じて関係部署へ報告することが必要であったと考えられる。結局、電力量計等の測定・請求の網羅性をチェックする牽制機能が施設整備部署内にも請求部署内にも存在せず、しかも担当部署以外が監査等を実施して測定・請求を検証する内部統制も働いていなかった。

坂本氏

平成 25 年当時も一般の病院において一般動力や、保安電灯・動力があることは常識であり、そのあたりのことを分かっている庶務課管理係がある庶務課で、電気料金の削減等を検討する会議などが行われることも考えられるが、5年間もの間、一般動力等の存在を知らない状態が続いたことは、極めて異例なことといえる。

《未請求判明時の対応》

【論点 3】なぜ、市長・副市長への報告が遅れたのか？

(1) 病院局の考え方

<レストラン及び売店の事案について>

売店事業者からの照会がきっかけで平成 29 年 10 月 28 日に電力量計(一般動力)の存在や、これが未検定品であることが判明し、このことに関連した調査を進める中で、平成 30 年 1 月には、給湯に係る温水メーターが存在することや、これが一定期間において異常値を示していたこと、過去請求してきた水道料金等に計算誤りがあったこと、さらに、2 月には電力量計(一般動力)の誤表示、3 月には電力量計(保安電灯、保安動力)の存在などが次々と明らかになり、状況の整理、未請求額の確定等に時間を要してしまったため、副市長への報告が平成 30 年 4 月 27 日、市長への報告が平成 30 年 5 月 8 日と遅くなってしまった。

<喫茶店の事案について>

レストラン等の光熱水費の調査を行っている中、平成 30 年 1 月上旬に水道料金等の請求額に誤りがあることが判明したが、請求額を計算する際の事務ミスであったことから、レストラン等への光熱水費の未請求事案とは切り分けて対応していくこととし、市長及び副市長への報告は行っていなかった。

(2) 外部有識者の意見

床呂氏

<レストラン及び売店の事案について>

一般動力の存在等が判明し、未請求の期間に照らして未請求額が相当の規模となる重大なミスの存在が明らかとなった以上、病院事業管理者のみならず、早急に市長・副市長へも報告すべきであったと考えられる。

この点、次々に問題が判明して状況の整理、未請求額の確定に時間を要したという事情があったために若干報告が遅れることには仕方がない面もあるが、当初の問題判明から市長・副市長への報告まで約 6 か月間経過している点、遅いと言える。

<喫茶店の事案について>

請求額を計算する際の事務ミスであったこと、規模としても数万円程度であることから、早急に市長・副市長へ報告すべきであったとまでは言えないように思われる。

佐久間氏

複数の問題が連続して発覚しており、その都度必要に応じて、少なくとも概況だけでも報告すべきであったと考えられる。今後は、問題発生的重要性・緊急性に応じた報告のルート・時期・内容などのルールを定め、これを運用することが望まれる。

坂本氏

病院事業管理者は、病院の業務執行に関し、その地方公共団体を代表するため、基本的には、病院事業管理者に報告がなされていれば、問題はない。市長・副市長にどう報告するかは、川崎市内部の問題である。

【論点 4】なぜ、公表しなかったのか？

(1) 病院局の考え方

<レストラン及び売店の事案について>

売店事業者からの照会がきっかけで平成 29 年 10 月 28 日に電力量計（一般動力）の存在や、これが未検定品であることが判明したが、このことに関連した調査を進める中で、他の電力量計や給湯に係る温水メーターの存在などが次々と明らかになり、これらの状況の整理、未請求額の確定に重きをおいてしまったため、公表に至らなかった。

なお、レストランについては、当初、事業者側に支払いの意思がなかったことから、民事調停やそれに伴う公表も検討していたが、その後、同事業者側が運営継続と未請求光熱水費の支払の意思を提示してきたため、公表することによりその意思を撤回されることを懸念したためである。

<喫茶店の事案について>

レストラン等の光熱水費の調査を行っている中、平成 30 年 1 月上旬に水道料金等の請求額に誤りがあることが判明したが、当該水道料金等の請求額の誤りはレストラン及び売店にも同様に発生していたことから、当該事案の公表はレストラン等の事案と同時に行うべきものと考えていた。そのため、結果的に公表のタイミングを逸してしまった。

(2) 外部有識者の意見

床呂氏

<レストラン及び売店の事案について>

内容や金額等に照らして重大なミス等が判明した場合、住民の福祉の増進を基本とする自治体は、速やかに公表し、説明責任を果たす必要があると考えられる。

本件で、問題の全容が判明し、未請求額が一応確定した時点で、速やかに公表すべきであったように思われる。

事業者側の支払意思の表明を受け、公表による意思の撤回を懸念して公表を控えたという点については、過度に事業者側の意向を考慮するあまり、説明責任を果たすべき時機を逸し、ひいては市民の信頼を損ねる結果を招いたと思われる。

<喫茶店の事案について>

喫茶店に対する請求誤りについては、金額も数万円程度であること、水道料金等の請求額の誤りはレストラン及び売店にも同様に発生していたことから、レストラン等の事案と同時に公表を行うという判断は不当でないように思われる。

佐久間氏

複数の問題が連続して発覚しており、その都度必要に応じて、少なくとも概況だけでも公表すべきであったと考えられる。今後は、問題発生的重要性・緊急性に応じた公表の事項・時期・内容などのルールを定め、これを運用することが望まれる。なお、レストラン事業者側の運営継続の意思の有無によって、公表の可否を判断すべきではないと考えられる。

坂本氏

川崎市及び病院局の公表ルールが定かでないため、公表が遅れたことの是非は判断できないが、他の地方公共団体の運用では、請求漏れが分かった時点、遅くとも全関係事業者に請求漏れの謝罪を終えた時点で、公表するのが一般的だと思われる。解決に時間がかかる場合は、ミスの発生と解決策は分けて考え、それぞれ公表すべきであって、ミスのイメージを少なくするため、解決（状況の整理・未請求額の確定）に重きを置いたことが公表の遅れを招いたものである。

【論点5】なぜ、未請求分の光熱水費を分割納付することについて、文書での取り交わしがされていないのか？

（1）病院局の考え方

事業者には分割納付についての確認文書（覚書）を提示し、取り交わしを求めていたが、事業者が確認文書を取り交わすことに応じなかったためである。当初、事業者側の担当者との協議では、確認文書を交わすことで話を進めていたが、最終的には事業者側の債務として抱えたくない旨の意向が強く働いたものと考えられる。

なお、確認文書はないものの、事業者側からは毎月、適切に分割納付がなされていたことから、そのままとなり今日に至ってしまったが、毎月の返済が途切れれば、直ちに訴訟等へ移行すべきだと考えていた。

（2）外部有識者の意見

床呂氏

文書を取り交わせない状態のままである点、支払い時期・金額が不明確となることから、不適切な処理であると思われる。

佐久間氏

本来、一括請求すべきであったと考えられる。なお、事業者による分割納付が承認される事案であったとしても、確認文書（覚書）が存在しないことから、①過年度の納付分が適切であったことを、また②将来も分割納付されることを、判断することができない。分割納付が承認される事案であったとしても、確認文書（覚書）を継続的に事業者へ依頼することが必要であったと考えられる。

坂本氏

病院側から覚書案の提示をしているが、令和3年4月以降の未請求光熱水費の支払について合意が得られなかったため、文書の取り交わしがなされていないものであり、そのことは問題である。ただ、令和3年3月までの支払い分については、合意があり、その内容に従って支払いがなされており、文書の取り交わしがなされなかったことは、やむを得ない部分もある。

【論点6】なぜ、未請求分の光熱水費について、一括で調定せず、請求の都度の調定としたのか？

（1）病院局の考え方

未請求光熱水費の算定に当たっては、電力量計の存在などが次々と明らかになり、事業者側への丁寧な説明が必要と考えたことや、事業者側の合意が得られなかったことから、一括調定には至らなかった。

一方で、分割納付という実態があったため、この点については経理処理上、実態に

即した計上が必要となることから都度調定していたものである。

(2) 外部有識者の意見

床呂氏

地方自治体に対する債務は、一度に履行することを原則としているが、地方自治法施行令第171条の6に基づく履行期限延長による分割納付の場合、分割納付されるべき金額について納付期限の到来ごとに調定すべきとされる（逐条地方自治法第231条【解釈】三、川崎市金銭会計規則第45条参照）。

本件は、かかる履行期限延長による分割納付の場合に該当しないことから、一括して調定する必要があったものと思われる。

佐久間氏

本来、一括請求すべきであったと考えられる。しかしながら、それを事業者が合意しなかったのであれば、その理由（事業者側と市側の主張）とその是非を検討し、それを記録することが必要であると考えられる。

坂本氏

病院側が、事業者側との合意をもって未請求分の光熱水費の額を確定しようとしていたのであれば、全体の額が確定していない以上、一括調定はできないと思われる。

《行政財産目的外使用許可に関する処理（レストラン）》

【論点7】なぜ、レストラン事業者に対し、行政財産使用料を免除したのか？利益供与には当たらないのか？

(1) 病院局の考え方

新たな電力量計等の判明により、レストラン運営のために必要な電気料金等が当初想定をはるかに上回る額となった。そのため、次のような状況を考慮し、レストラン営業の継続及び未請求分電気料金等の回収を前提に、総合的に事業スキームを見直し、規定※に基づき行政財産使用料を免除したものである。

ア 平成29年度レストラン事業者公募の際に、様々な事業者への声掛け等を行ったが、最終的には当該事業者1社のみ応募であったこと。

イ 区役所等のレストランでも使用料を免除しながらも撤退が相次いでいたこと。

ウ 多摩病院では、レストラン事業者から補助を求められていたが、結局は撤退したこと。

エ 平成29年度のレストラン事業者公募の際に提示した電気料金等35,000円に対し、今後は15万円程度支払が増加すること。

オ レストラン事業者からは新たに判明した電力量計等を踏まえた月々の電気料金等では、営業が立ち行かなくなることから撤退する意向が示されており、併せて過去分の支払など到底できないとされていたこと。

カ 過去5年間において1,000万円を超える使用料を納めてもらっており、早い段階で未請求が判明していれば、レストラン事業者側からすれば使用料の減免の協議や

撤退についての検討ができたこと。

キ 司法の場での解決も提案もしてきたが、営業が途切れてしまい、ますます回収が困難になる可能性があり、話し合いによる解決を優先したこと。また、当初予定していた5年間の営業期間内での解決を図ろうと考えたこと。

ク 井田病院の周辺には飲食店が存在しないことから、検査のため朝食を抜いたり、診察でお昼をまたいだりする患者さんや面会で来院される方々へのサービス、及び職員の福利厚生として温かい食事を提供できる院内のレストランは不可欠であること。また、病院職員の人材確保の面においても職員食堂があることは重要であり営業の継続を優先する必要があったこと。

ケ 病院経営において特に赤字が続いている井田病院にあっては、可能な限り未請求分を回収することが必要であり、訴訟等に委ねた場合の費用やその結果によっては回収が困難となる可能性も考慮したこと。

※病院局によれば、川崎市病院局行政財産使用料算定要領〈参考資料17〉「別表第2使用料減免基準」中の「3 会計規程第98条第3号／管理者が特別の理由があると認めるとき。」「(1) 本局職員の福利厚生事業に使用するとき。」及び「(3) 市有施設(医療、福祉、教育)を利用する者のために、食堂、売店等の厚生施設を設置する場合で、本市が当該施設利用者の負担を軽減するために、利用料、販売価格等を指導しているとき。」の双方に該当するとされる。

(1)の「本局職員の福利厚生事業に使用」に関連し、テイクアウトを含むレストランの職員利用率は、平成30年度、令和元年度は、共に通年で約15%であり、1日当たり延べ100名程度が利用している。なお、令和2年度は、9月(単月)現在で12.5%であり、4月の14.4%から減少傾向にある。

(3)の「本市が当該施設利用者の負担を軽減するために、利用料、販売価格等を指導している」に関し、平成29年11月からの行政財産使用許可に関する公募を行う際の「川崎市立井田病院におけるレストラン運営仕様書(当初の許可日から5年を超えない範囲での更新を妨げないことも記載)〈参考資料18〉」の「4 レストランの使用条件」、「(11)提供メニュー・サービス及び提供価格」に「レストラン利用者の増大を図るため、より高い品質を保持した上、より低価格で提供できるよう努めなければならない。」との記載がある。

また、毎年度の使用開始前に通知する行政財産使用許可書に記載の許可条件〈参考資料19〉には「28 レストラン利用者の増大を図るため、より高い品質を保持した上、より低価格で提供できるよう努めなければならない。提供メニュー・サービス及び提供価格は、事前提案内容に基づき、販売前に書面を提出し管理者の確認を受けること。また、変更する場合は病院と協議すること。」とあるほか、利用者の利便性の向上に資する、又はレストランの利益に影響を及ぼす項目として、「21 レストランフロア内の通路は車椅子が通行可能な幅を確保するなど、車椅子利用者への配慮をすること。」や「27 レストランの営業方式は、利用者の動線・建物構造、病院の性格上の制約等に配慮したものとし、一般用レストランは来院者等の利用が多いことに留意したうえで、従業員が利用者から注文をとる方式で営業を行うこと。また、職員用レストランは、利用時間が、昼食時間帯に集中することを考慮に入れて、スムーズに販売精算できる方式を取り入れること。なお、具体的な営業内容については、提案書に基づき病院と協議の上、決定する。」

などがある。ただし、平成30年度は、遡及により使用許可証の通知がなされているため、同年度の使用の開始に当たり、これらの項目は、レストラン事業者には示されていない。

その他、直近の実際のやり取りとして、消費税率の変更や食材費・人件費の高騰などを理由としたレストラン事業者からの価格変更の申入れと、これに対する病院側からの価格抑制の協議の申出等を書面にて確認した。

(2) 外部有識者の意見

床呂氏

①使用料免除の必要条件該当性

川崎市病院局行政財産使用料算定要領別表第2の第3項

「(1)本局職員の福利厚生事業に使用、(3)市有施設を利用する者のために、食堂、売店等の厚生施設を設置する場合で、本市が当該施設利用者の負担を軽減するために、利用料、販売価格等を指導しているとき」

本件で、(1)に該当すると考えられる。

なお、(3)については、行政財産使用許可書別紙「許可条件」第28項に「提供価格は、事前提案内容に基づき、・・・管理者の確認を受けること。また、変更する場合は病院と協議すること。」とある点で「指導」に該当すると判断する余地もあるように思われる。

②裁量の逸脱等（ひいては利益供与）の有無

以下の点に照らし、使用料を免除する判断自体については、裁量の逸脱ないし違法な利益供与があったと認定することは困難に思われる。

- i 毎月の光熱水費の負担の急増（毎月15万円前後の増加）
- ii 事業者の平成24年度～26年度の収支実績によれば、一部光熱水費未請求でも月間数百万円の赤字であり、光熱水費の追加請求分を反映させると赤字が大幅に増大することが伺われる。
- iii 平成27年度以降も売上げがほぼ同じで改善が見込めない。
- iv レストラン事業継続による病院の利益（福利厚生他）

佐久間氏

事業開始時に複数の事業スキームを十分に検討した上で公募を実施すべきであったが、これがなされていなかったと考えられる。今後は、様々な事業スキームを検討した上で公募を実施することが望まれる。また、本件は使用料免除のスキームへ変更する際、原則的には新スキームによる公募を改めて実施すべきものと考えられる。本件では、新スキームによる公募を実施していなかったことから、事業を継続した事業者が有利になっていると考えられる。

坂本氏

平成30年度の行政財産使用許可伺によれば、使用料の免除理由について、「大幅な利用者の増加が見込めず、収益を確保することが困難」という事業者の報告を理由に会計規程第98条第3号を適用し、免除を決定している。第98条第3号の適用に当たっては、川崎市病院局行政財産使用料算定要領別表第2「使用料減免基準」によることとされている。そこでは「利用者の負担軽減のための利用料、販売価格等の指導」が求められているが、許可条件にある提供価格について十分な指導がなされたのか明確でないこと、直近の実績比較を行った形跡がみられないこと、また、伺いの免除理由の中で実績検討に一切触れていないことなどに加え、事業者から撤退の意思を示されていたことを踏まえると、この免除が光熱水費の問題と全く無関係に検討されたと

は考えにくく、事業者に対して、未請求の光熱水費に充当するため使用料の免除を行う提案がされていることから、未請求の光熱水費を実質的に免除するための使用料の免除であったと言わざるを得ない。

なお、光熱水費については一般電灯分等しか請求していなかったため、5年後にその他の電気料金等を支払うことになり、そのことによる実績比較や収支見込みを行った上で、経営悪化や事業継続を理由に使用料の免除は可能であったと思われる。

【論点 8】なぜ、行政財産の目的外使用許可と使用料の免除を遡及により処理したのか？

(1) 病院局の考え方

当該事業者は、未請求光熱水費の支払いやレストラン運営の継続についての協議中においても、患者サービス等が低下しないようレストラン事業を継続していた。

その後、事業者との事業継続と未請求光熱水費の一部支払いの合意等が得られたため、行政財産使用許可の進めることとしたが、遡及しないで使用許可を行うこととした場合、運営実態に合わせた行政財産の目的外使用許可を行わない期間が発生してしまうことから、遡及処理を行ったものである。

また、同時に使用料の免除申請を受けたが、使用料の免除については、判明した本来の光熱水費（電気4系統、水道2系統）を支払いながらレストラン運営が可能な事業者はほぼ無いものと判断し、レストラン継続の観点から本市が提案したものであることから、その趣旨に照らし、年度当初からの免除が適当として、遡及処理を行ったものである。

(2) 外部有識者の意見

床呂氏

遡及処理は法的根拠がなく、不適切である。

しかも本件は、期間が約1年と非常に長いばかりか、使用許可に加えて使用料免除も遡及処理しており、程度が著しい。

公表の遅れとあいまって、市民に疑念を抱かせかねない不明瞭な事務と言わざるを得ない。

佐久間氏

行政財産の目的外使用許可とその使用料の免除は、使用前に書面をもって通知することが必要である。本件では前年度からの財産使用・レストラン事業が継続しており、市もそれを現実として排除しようとしていないことから、その使用実態と使用許可を整合するよう年度当初に遡及して許可せざるを得なかったと理解することができる。しかしながら、免除は現実として年度当初から認めていたわけではないことから、年度当初に遡及して適用すべきではないと考えられる。

坂本氏

遡及適用ではなく、遡りによる使用許可である。契約を遡って締結することができないように、行政財産の目的外使用許可を遡ってすることはできない。日付を遡ろうと、実際に許可した日以前は許可なく行政財産を使用していたことに変わりない。

【論点9】なぜ、代わりの事業者を見つけることはしなかったのか？

(1) 病院局の考え方

実際に使用していた光熱水費の額が判明した後、病院内でレストラン営業を行ったことのある複数の事業者を確認したが、当該光熱水費を支払いながらのレストラン運営は難しいとの回答（口頭）をいただいていたこと、多摩病院においてもレストランが撤退したこと、区役所等のレストランでも使用料を免除しながらも撤退が相次いでいたことなどから、現事業者によるレストランの営業を継続しながら過去分を回収するという手法が病院経営上、最も有効と判断した。

(2) 外部有識者の意見

床呂氏

複数の事業者に打診したとするが、資料による裏付けがない。

本来の光熱水費を前提としつつも、使用料次第では新たに参画する業者もあった可能性は否定できないと思われる。

佐久間氏

①行政財産使用料免除という事業スキーム、②川崎市の他の市立病院と抱き合わせた事業スキーム、③業務委託など複数の事業スキームを検討した上で、改めて公募すれば代わりの事業者を見つけることができた可能性を否定し得ないと考えられる。

坂本氏

その時点での選択肢としては、①現事業者に限定的な使用許可を出す、②代わりの事業者を見つける、③レストランを休止する、のいずれかである。このような状況にもかかわらず、必要な手続を取らず、病院側が現事業者の運営にこだわったためである。

《事業者への請求に関する処理》

【論点10】未請求分光熱水費の時効を10年間（不当利得）として事業者 に請求した行為は適切なのか？

(1) 病院局の考え方

光熱水費は、実際に事業者が使用した分を支払う義務があり、その一部の請求が漏れていたことから、本市としては民法第703条（不当利得の返還義務）の適用が適当と判断したものである。

なお、旧喫茶店事業者は、旧商法第522条（商事消滅時効）の適用（時効5年間）が妥当との見解を示している。

(2) 外部有識者の意見

床呂氏

法律・判例上明確とは言えない以上、時効期間を10年（旧民法第167条第1項）として請求することが不適切とは言えないと考えられる。

一方で、裁判所において時効期間を5年（旧商法第522条）と解する可能性もあると考えられる。

坂本氏

形式的には行政財産使用許可の許可条件に定められている光熱水費だが、実質的には賃貸借契約に基づく借主負担の光熱水費が払われていないので、契約に基づく請求であると考えられる。したがって、時効は管理費等の定期給付債権の5年（旧民法第169条）か賃貸借契約に基づく商事債権の5年（旧商法第522条）が妥当ではないかと思われる。

【論点11】光熱水費の算定に当たり、未検定品の電力量計を用いることは適当か？

(1) 病院局の考え方

事業者が光熱水費を請求するために必要な電力量計については、従前から検定品（定期交換も実施）を使用していたが、単に院内の管理用に必要な電力量計については、未検定品（定期交換も未実施）を使用していた。

しかしながら、新棟整備の設計や施工時において、当該電力量計を用いてレストラン事業者等に電気料金を請求することが、病院局及びまちづくり局、設計・施工業者との間で共通認識となっておらず、結果として、新棟竣工時（平成24年1月）には、全ての電力量計が未検定となっていた。

このうち(A)一般電灯の電力量計については、計量検査所の立入検査を受け平成25年10月に検定済みのものに交換、また、(B)一般動力、(C)保安電灯、(D)保安動力の電力量計については、平成30年6月に検定済みのものに交換した。

本来であれば、検定品（定期交換済み）を用いるべきであったが、いずれの電力量計（未検定品）についても、交換する際に正しく動作していたことを確認した（参考資料20）ことから、請求額も適正と考えたものである。

(2) 外部有識者の意見

床呂氏

本来、未検定品の電力量計を使用して請求することは、計量法第16条の規定に照らし、適当とは言えない。

もっとも、未検定品の電力量計を使用して請求した場合に請求が認められないことになるとする法律・判例は見当たらない。

むしろ、未検定品であるという一点で、一切請求が認められないというのは、やや厳格すぎて公平を害すると思われる。

そこで、未検定品の電力量計を用いた請求が正確であることを裏付ける根拠があれば、請求が認められる余地があると考えられる。

本件で、一般動力について、未検定品の電力量計が検定品同様の動きがあったこと（ひいては請求が正確であること）については〈参考資料 20〉から一応の裏付けがあると思われる。

他方、保安電灯・保安動力について、未検定品の電力量計が検定品同様の動きがあったことについては病院担当者の視認で確認したというだけではやや不十分に思われ、より客観的な裏付けが必要であるように思われる。

佐久間氏

未検定品による電力量計を用いて光熱水費を算定することは不適當である。しかしながら、未検定品であることをもって光熱水費を請求しないことも不適當であると考えられる。したがって、未検定品が正しく作動していたことを確認した上で、その電力量計に基づく光熱水費を計算し、事業者へ請求せざるを得ないと考えられる。

〈レストラン事業者の給湯分使用水量の算定誤り〉

【論点 12】なぜ、レストラン事業者の給湯分の使用水量の算定方法が誤っていたことに気づかなかったのか？

（1）病院局の考え方

レストランの給湯は循環方式であり、行きメーターの値から還りメーターの値を差し引き、使用水量を算定すべきところ、そのことを組織として認識していなかった。

ただし、毎月の光熱水費請求に係る調定伺には、メーター値の根拠となる資料が添付されていたことから、決裁時に組織として、2つのメーターの存在や使用水量の算定方法に疑義があることを把握する機会があった。

（2）外部有識者の意見

床呂氏

長期間にわたる未請求の判明後である以上、組織として、より高い緊張感をもって、適正な請求額の算出を行う必要があったと考えられる。

佐久間氏

本件について正しい算定方法を施設管理担当は認識していながら、その実測値が異常値であると判断し、異なる算定方法で行政財産使用許可担当へ報告している。本来、このような異常値を把握した場合、温水メーター（給湯分）設置事業者、工事施工業者、レストラン事業者、まちづくり局にその旨を報告し、原因を調査した上で、必要な対策を講じなければならないと考えられる。

また、毎月の調定伺に添付されていた資料から算定方法に疑義があることを行政財産使用許可担当も知り得たということであるが、本来は行政財産使用許可担当も正しい算定方法を事業開始の当初から理解していることが必要であり、その上で、正しい算定方法による報告がなされているか否かを確認することが必要であったと考えら

れる。

結局のところ、本論点も、論点1及び論点2と同じ問題に帰着する。すなわち、組織としてのチェック体制の不備、内部牽制機能が不全であったと言わざるを得ない。

坂本氏

レストランの給湯が循環方式で行きメーターの値から還りメーターの値を差し引いて使用水量を算定することを分かっている施設管理担当が、仮に還りメーターの値が適正でないと判断しても、行きメーターの値のみを使用水量として請求担当に報告していたことは、明らかに不適切な行為であり、当該施設管理担当は上司等に報告し、組織として循環方式を止める等の対応策を取るべきであった。具体的に組織として算定の疑義をどのように把握できるのか定かではないが、電気系統の問題を含めて、市の技術部門と病院側、病院内の施設管理部門と事務部門の間に情報共有がなされていないことや、組織間の風通しの悪さが感じられ、そのことが根本的な原因ではないかと思われる。

【論点13】 レストラン事業者の給湯分の使用水量の算定方法が誤っていたことに関し、実測によらない方法で過去の使用水量を推定し、水道料金等の清算をすることは適当か？

(1) 病院局の考え方

還りメーターは逆流等により過去から異常値を示しており、現在も正しい水量を測定できない状況にある。

今後、還りメーター側のバルブを閉めることにより湯を循環させないようにし、行きメーターのみを活用し、正確な使用水量を計測するが、この値も参考としながら、過去の使用水量を推定し、水道料金等を清算していく予定である。

なお、本局において、平成3年度～平成26年度に準用していた平成3年1月25日付け企画財政局長通知による「目的外使用許可に伴う光熱水費の取扱いについて」〈参考資料21〉では、メーター値等による算出が困難な場合は、実績に即した方法により算出する旨、また、平成27年度以降において準用している平成27年1月19日付け財政局長通知による「行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準」〈参考資料22〉では、メーター値等による算出が適当でない場合は、使用状況等を勘案し算定することができる旨記載されている。

(2) 外部有識者の意見

床呂氏

実測に基づいて給湯使用水量を算出することが不可能である以上、使用状況等に基づき算出し請求することは、適当と考えられる。

佐久間氏

水道料金等を清算するに当たって、使用数量に異常値が認められる場合、この異常値を調整しないで請求することは不合理であることから、合理的な算定方法を検討・

構築した上、これを事業者と協議して合意を得ることが必要であると考えられる。

坂本氏

病院側として、メーターによる使用水量が誤っていると判断したのであれば、今後の正確な使用水量や過去の使用水量からの推定値をもとに、水道料金等の清算をすることは、可能であると思われる。ただし、その場合は、相手方との合意が必要である。

3 まとめ

本件は、行政財産の目的外使用許可及び貸付といった、いわば、附随事業の執行又は管理上の不備に端を発するものである。こうした事業は、安全・安心で良質な医療サービスの提供といった本来事業を進める中で、おざなりになりがちであるが、そこから発生した不適切事案が、日々奮闘を続けている医師、看護師等の病院職員の士気を低下させるだけでなく、病院事業全体の信頼をも失墜させかねないことは、常に念頭に置かなければならない。

また、本意見書の論点に掲げた各事案について、現在の状況に至る原因や過程は様々ではあるが、光熱水費の未請求状態の発生や、公表の遅延、事務の著しい遑及処理などは、組織としてのリスク管理不足や、コンプライアンス意識の欠如に起因するものである。本件の検証を進める中においても、レストランの給湯使用量の算定誤りが新たに発覚するなど、組織としての対応の不備が明らかになった。

本件は、改正地方自治法の施行による、いわば、地方自治体における内部統制元年に発覚してしまった事案であるが、これを契機として病院事業における組織としてのリスク管理の徹底やコンプライアンス意識の醸成、ひいては、将来的な内部統制の発展が図られていくことを強く望むものである。

参考資料

<一覧>

番号	資料名	ページ
1	井田病院における光熱水費未請求事案に関連した一連の処理及び対応状況等に関わる検証作業について（依頼）	(1)
2	検証体制	(2)
3	喫茶店上下水道料金	(3)
4	H30. 1. 24付け事業者からの回答	(6)
5	レストラン電気料金・上下水道料金	(8)
6	H30. 8. 23付け事業者からの回答	(11)
7	H30. 11. 29付け事業者への説明資料	(12)
8	H31. 1. 15付け事業者からの回答	(13)
9	H31. 2. 14付け事業者への回答	(14)
10	報道発表資料 1（附属資料割愛）	(17)
11	報道発表資料 2（附属資料割愛）	(19)
12	レストラン設備諸条件一覧表	(23)
13	売店設備諸条件一覧表	(25)
14	レストラン衛生・消火設備プロット図	(26)
15	売店衛生・消火設備プロット図	(30)
16	中央監視室出力データ	(31)
17	病院局行政財産使用料算定要領	(32)
18	レストラン運営仕様書	(41)
19	レストラン許可条件	(48)
20	メーター交換作業報告書	(53)
21	目的外使用許可に伴う光熱水費の取扱いについて	(54)
22	行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準	(55)

参考資料 1

2川病総庶第1248号
令和2年10月23日

川崎市長 様

病院事業管理者

井田病院における光熱水費未請求事案に関連した一連の処理及び対応状況等に関わる検証作業について（依頼）

井田病院において平成29年度に判明したレストラン事業者等への光熱水費の一部未請求に伴う処理及び対応状況等について、不適切な実態がありました。

本来であれば、病院局内において検証作業を行うべきところではありますが、当該事案については病院局本庁部門及び井田病院が一体となり対応してきた経緯がございます。

つきましては、当該処理及び対応状況等についての検証作業を行うにあたり、透明性及び客観性を担保することが求められますことから、市長事務部局において当該検証作業を担っていただくことについて、特段の御配慮をいただきたく宜しくお願いいたします。

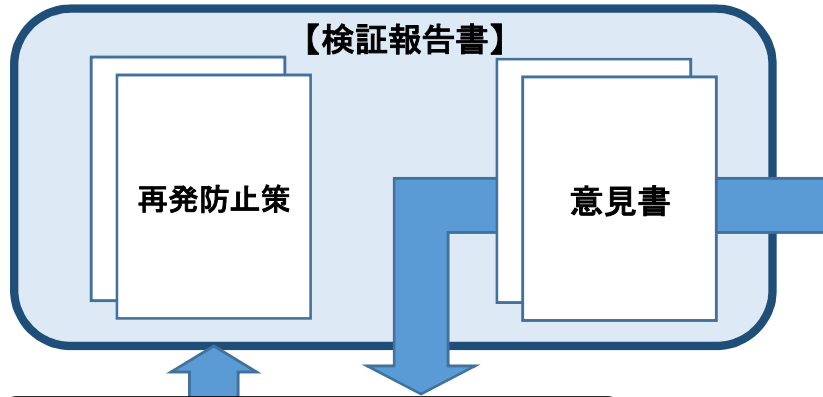
(病院局総務部庶務課 関担当)
内線70210

井田病院光熱水費未請求事案に関する検証体制について

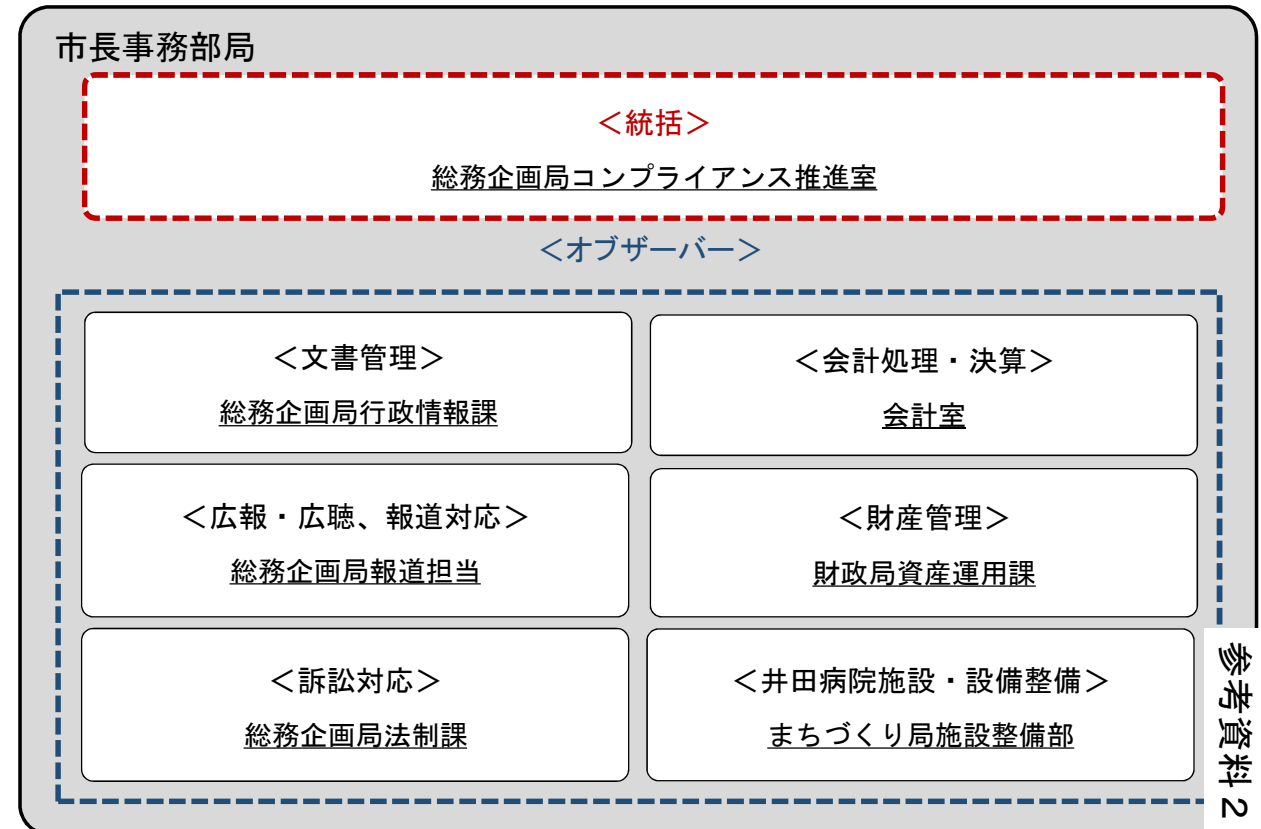
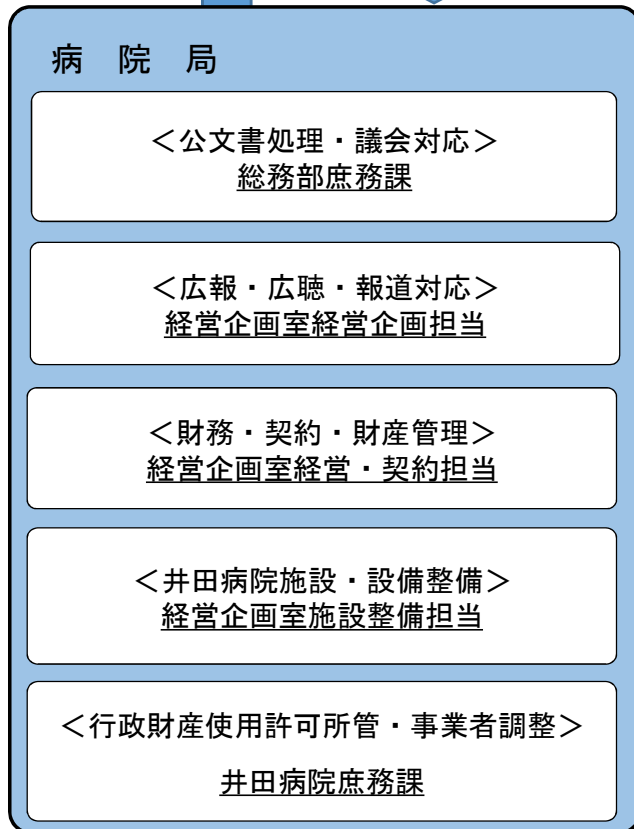
＜外部有識者＞

(敬称略)

分野	氏名	役職等
法律	床呂 正彦	弁護士
財務	佐久間 清光	公認会計士
行政実務	坂本 連	元横浜市監査事務局長



29



参考資料 2

喫茶店水道料金(平成24年7月30日～平成29年9月30日分)

未請求金額合計 ¥40,420

正しい請求金額 ¥931,138

既請求金額 ¥890,718

年度	H24.4	H24.5	H24.6	H24.7	H24.8	H24.9	H24.10	H24.11	H24.12	H25.1	H25.2	H25.3	年度計
未請求金額 H=F-G					¥2,846	¥3,222	¥1,884	¥580	¥11	¥40	¥78	¥113	¥10,479
給水使用量 (m) A				4	27	27	30	30	22	21	22	25	
給水使用量 (m) B				8,900	11,188	11,188	7,047	5,970	5,493	5,515	5,796	6,203	
給水使用量 (m) C				3,296,039	4,153,696	4,153,696	2,601,442	2,197,728	2,018,925	2,027,172	2,117,510	2,285,088	
給水使用量 (m) D				7,003	6,333	6,333	6,667	5,913	5,473	5,498	5,740	6,138	
給水使用量 (m) E				3,252,285	3,915,823	3,915,823	3,084,705	2,708,648	2,489,198	2,501,667	2,622,364	2,820,867	
正しい請求金額 F=C(A/B)H+E(A/D)				¥2,338	¥22,711	¥22,711	¥24,954	¥24,785	¥18,090	¥17,274	¥18,143	¥20,698	¥179,688
既請求金額 G				¥1,633	¥19,865	¥19,865	¥23,070	¥24,205	¥18,079	¥17,234	¥18,065	¥20,585	¥162,209

年度	H25.4	H25.5	H25.6	H25.7	H25.8	H25.9	H25.10	H25.11	H25.12	H26.1	H26.2	H26.3	年度計
未請求金額 H=F-G		¥1,720	¥5,539	¥1,524	¥5,539	¥682	¥1,330	¥682	¥1,388	¥1,388	¥5	¥52	¥-858
給水使用量 (m) A		17	17	17	17	17	18	17	15	16	14	17	
給水使用量 (m) B		6,422	6,793	9,207	10,903	7,812	6,595	5,917	7,093	6,088	5,666	5,760	
給水使用量 (m) C		2,042,540	2,506,230	3,411,118	4,046,663	2,888,202	2,432,010	2,177,861	2,618,665	2,245,709	2,083,774	2,119,010	
給水使用量 (m) D		5,472	5,865	5,612	8,662	6,493	5,990	5,811	7,023	6,048	5,835	5,688	
給水使用量 (m) E		2,488,689	2,694,963	2,589,524	4,094,674	2,997,923	2,747,062	2,637,775	3,262,260	2,775,979	2,569,995	2,586,429	
正しい請求金額 F=C(A/B)H+E(A/D)		¥15,625	¥17,355	¥14,022	¥14,317	¥14,964	¥14,891	¥14,032	¥12,504	¥13,235	¥11,533	¥14,014	¥179,377
既請求金額 G		¥15,639	¥17,126	¥13,399	¥14,165	¥13,399	¥13,561	¥13,350	¥13,892	¥11,528	¥11,528	¥13,662	¥179,377

年度	H26.4	H26.5	H26.6	H26.7	H26.8	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12	H27.1	H27.2	H27.3	年度計
未請求金額 H=F-G		¥268	¥269	¥2,076	¥4,092	¥2,146	¥1,619	¥927	¥459	¥-79	¥47	¥174	¥9,074
給水使用量 (m) A		16	17	17	15	16	17	17	15	15	15	18	
給水使用量 (m) B		5,116	5,679	6,875	8,910	6,773	6,519	5,277	7,719	6,435	6,094	6,654	
給水使用量 (m) C		1,931,252	2,148,323	2,609,452	3,394,067	2,570,125	2,472,193	1,993,327	2,934,865	2,439,806	2,308,330	2,524,244	
給水使用量 (m) D		4,993	5,528	5,782	6,669	5,448	5,977	5,138	7,675	6,357	6,019	6,542	
給水使用量 (m) E		2,314,297	2,569,933	2,729,965	4,173,866	2,858,408	2,818,870	2,388,493	3,669,944	3,013,810	2,840,416	3,108,715	
正しい請求金額 F=C(A/B)H+E(A/D)		¥11,773	¥13,544	¥14,447	¥12,814	¥13,552	¥14,321	¥12,788	¥12,914	¥12,759	¥12,759	¥13,381	¥163,334
既請求金額 G		¥11,480	¥13,276	¥14,178	¥16,896	¥11,406	¥12,644	¥13,796	¥12,455	¥12,673	¥12,712	¥15,207	¥160,260

年度	H27.4	H27.5	H27.6	H27.7	H27.8	H27.9	H27.10	H27.11	H27.12	H28.1	H28.2	H28.3	年度計
未請求金額 H=F-G		¥95	¥160	¥2,076	¥2,467	¥2,143	¥1,353	¥362	¥292	¥-57	¥49	¥65	¥9,938
給水使用量 (m) A		16	17	20	17	16	17	16	15	15	16	16	
給水使用量 (m) B		5,940	6,758	8,572	8,361	7,990	7,179	5,883	7,108	6,200	6,503	6,884	
給水使用量 (m) C		2,248,954	2,252,038	2,564,342	3,182,394	3,039,352	2,726,683	2,226,977	2,899,288	2,349,189	2,486,024	2,612,923	
給水使用量 (m) D		5,770	5,274	5,338	6,051	6,850	6,727	5,762	7,077	6,188	6,481	6,854	
給水使用量 (m) E		2,712,679	2,459,231	2,491,063	2,792,194	2,856,632	3,184,119	3,203,620	2,708,575	2,927,113	3,077,422	3,268,771	
正しい請求金額 F=C(A/B)H+E(A/D)		¥13,578	¥14,359	¥15,229	¥14,496	¥13,898	¥14,551	¥13,577	¥12,866	¥12,778	¥13,664	¥13,703	¥169,539
既請求金額 G		¥13,544	¥14,199	¥14,254	¥12,009	¥11,955	¥13,198	¥13,215	¥12,584	¥12,835	¥13,615	¥13,638	¥159,609

年度	H28.4	H28.5	H28.6	H28.7	H28.8	H28.9	H28.10	H28.11	H28.12	H29.1	H29.2	H29.3	年度計
未請求金額 H=F-G		¥-210	¥159	¥149	¥2,257	¥2,185	¥1,769	¥845	¥268	¥8	¥82	¥194	¥9,763
給水使用量 (m) A		18	18	16	16	15	15	16	14	13	15	17	
給水使用量 (m) B		5,142	5,262	6,591	7,833	7,759	6,447	5,252	6,463	5,658	5,741	6,577	
給水使用量 (m) C		1,941,331	1,987,598	2,500,007	2,978,873	2,950,341	2,162,257	1,963,742	2,450,656	2,140,280	2,172,281	2,484,609	
給水使用量 (m) D		5,023	4,793	5,354	6,081	5,691	5,066	5,143	6,368	5,600	5,680	6,489	
給水使用量 (m) E		2,329,468	2,217,961	2,499,271	2,582,860	2,732,173	2,351,527	2,391,028	3,019,966	2,625,469	2,866,509	3,086,656	
正しい請求金額 F=C(A/B)H+E(A/D)		¥13,480	¥13,447	¥13,536	¥13,574	¥12,746	¥13,527	¥11,011	¥11,946	¥11,011	¥12,716	¥14,521	¥159,691
既請求金額 G		¥13,670	¥13,288	¥12,787	¥11,359	¥10,561	¥10,868	¥12,636	¥11,600	¥11,003	¥12,634	¥14,327	¥146,929

年度	H29.4	H29.5	H29.6	H29.7	H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	H29.12	H30.1	H30.2	H30.3	年度計
未請求金額 H=F-G		¥-143	¥1,255	¥1,195	¥2,235	¥2,978							¥9,036
給水使用量 (m) A		16	18	19	21	19							
給水使用量 (m) B		4,899	6,484	10,830	9,242	7,659							
給水使用量 (m) C		1,847,640	2,458,752	3,236,427	4,134,396	2,911,765							
給水使用量 (m) D		4,725	5,685	7,459	6,201	6,521							
給水使用量 (m) E		2,185,207	2,869,074	3,579,136	3,964,399	3,087,942							
正しい請求金額 F=C(A/B)H+E(A/D)		¥13,433	¥16,973	¥15,489	¥16,427	¥17,938							¥86,509
既請求金額 G		¥13,576	¥16,463	¥14,234	¥15,232	¥13,271							¥86,479

喫茶店水道料金(平成24年7月30日～平成29年9月30日分) <誤りあり>

平成24年度	H24.4	H24.5	H24.6	H24.7	H24.8	H24.9	H24.10	H24.11	H24.12	H25.1	H25.2	H25.3
給水使用量(m³) A				2	27	27	30	30	22	21	22	25
親上水使用量(m³) B				6,456	8,900	8,900	9,811	7,047	5,970	5,483	5,515	5,756
親上水使用料金(円) C				2,379,905	3,296,039	3,296,039	3,637,527	2,601,442	2,197,728	2,018,925	2,027,172	2,117,510
親下水使用量(m³) D				6,456	8,900	8,900	9,811	7,047	5,970	5,483	5,515	5,756
親下水使用料金(円) E				2,895,180	3,252,285	3,252,285	3,907,643	3,084,705	2,708,648	2,489,198	2,501,667	2,622,364
既請求金額 F				¥1,633	¥19,865	¥19,865	¥23,070	¥24,205	¥18,079	¥17,234	¥18,065	¥20,585
年度計												¥162,209

平成25年度	H25.4	H25.5	H25.6	H25.7	H25.8	H25.9	H25.10	H25.11	H25.12	H26.1	H26.2	H26.3
給水使用量(m³) A	19	21	17	19	27	18	18	17	17	16	14	17
親上水使用量(m³) B	6,203	5,556	6,422	6,793	9,207	10,903	7,812	6,595	5,917	7,093	6,098	5,666
親上水使用料金(円) C	2,285,068	2,042,540	2,367,160	2,506,230	3,411,118	4,046,863	2,888,202	2,432,010	2,177,861	2,618,685	2,245,709	2,083,774
親下水使用量(m³) D	6,203	5,556	6,422	6,793	9,207	10,903	7,812	6,595	5,917	7,093	6,098	5,666
親下水使用料金(円) E	2,820,867	2,488,699	2,694,683	2,558,524	3,376,973	4,094,674	2,997,923	2,747,082	2,857,775	3,262,260	2,775,979	2,569,995
既請求金額 F	¥15,639	¥17,126	¥13,399	¥14,165	¥19,906	¥13,464	¥13,350	¥13,265	¥13,892	¥11,528	¥11,528	¥13,862
年度計												¥173,233

平成26年度	H26.4	H26.5	H26.6	H26.7	H26.8	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12	H27.1	H27.2	H27.3
給水使用量(m³) A	14	16	17	17	23	16	17	17	15	15	15	18
親上水使用量(m³) B	5,760	5,116	5,679	6,875	9,007	8,910	6,773	6,519	5,277	7,719	6,435	6,094
親上水使用料金(円) C	2,119,010	1,931,252	2,148,323	2,609,452	3,431,466	3,394,067	2,570,125	2,472,193	1,993,327	2,934,865	2,439,806	2,308,330
親下水使用量(m³) D	5,760	5,116	5,679	6,875	9,007	8,910	6,773	6,519	5,277	7,719	6,435	6,094
親下水使用料金(円) E	2,596,429	2,314,297	2,588,533	2,723,965	3,173,866	2,958,406	2,547,493	2,818,870	2,388,463	3,689,944	3,013,810	2,840,416
既請求金額 F	¥11,480	¥13,276	¥14,178	¥13,187	¥16,866	¥11,406	¥12,844	¥13,796	¥12,455	¥12,873	¥12,712	¥15,207
年度計												¥160,276

平成27年度	H27.4	H27.5	H27.6	H27.7	H27.8	H27.9	H27.10	H27.11	H27.12	H28.1	H28.2	H28.3
給水使用量(m³) A	16	17	18	20	17	16	17	16	15	15	16	16
親上水使用量(m³) B	6,854	5,940	5,948	6,758	8,572	8,361	7,990	7,179	5,883	7,108	6,200	6,503
親上水使用料金(円) C	2,524,244	2,248,954	2,252,038	2,564,342	3,263,748	3,182,394	3,039,352	2,726,663	2,226,977	2,699,288	2,349,199	2,466,024
親下水使用量(m³) D	6,854	5,940	5,948	6,758	8,572	8,361	7,990	7,179	5,883	7,108	6,200	6,503
親下水使用料金(円) E	3,108,715	2,712,679	2,458,231	2,491,963	2,792,194	2,856,832	3,164,119	3,203,620	2,708,575	3,383,170	2,927,113	3,077,422
既請求金額 F	¥13,544	¥14,199	¥14,254	¥14,983	¥12,009	¥11,555	¥13,198	¥13,215	¥12,584	¥12,835	¥13,615	¥13,638
年度計												¥159,609

平成28年度	H28.4	H28.5	H28.6	H28.7	H28.8	H28.9	H28.10	H28.11	H28.12	H29.1	H29.2	H29.3
給水使用量(m³) A	16	16	16	16	16	15	15	16	14	13	15	17
親上水使用量(m³) B	6,884	5,142	5,262	6,591	7,833	8,447	7,759	5,715	5,252	6,463	5,658	5,741
親上水使用料金(円) C	2,612,923	1,941,331	1,987,598	2,500,007	2,978,873	3,215,607	2,950,341	2,162,257	1,983,742	2,450,656	2,140,280	2,172,281
親下水使用量(m³) D	6,884	5,142	5,262	6,591	7,833	8,447	7,759	5,715	5,252	6,463	5,658	5,741
親下水使用料金(円) E	3,268,771	2,329,468	2,217,961	2,499,271	2,582,890	2,732,173	2,672,152	2,351,527	2,391,028	3,019,966	2,625,489	2,666,509
既請求金額 F	¥13,670	¥13,288	¥12,787	¥12,135	¥11,359	¥10,561	¥10,868	¥12,636	¥11,660	¥11,003	¥12,634	¥14,327
年度計												¥146,928

平成29年度	H29.4	H29.5	H29.6	H29.7	H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	H29.12	H30.1	H30.2	H30.3
給水使用量(m³) A	16	20	18	19	21	19						
親上水使用量(m³) B	6,577	4,899	6,484	8,501	10,830	9,242						
親上水使用料金(円) C	2,494,609	1,847,640	2,458,752	3,236,427	4,134,396	3,522,127						
親下水使用量(m³) D	6,577	4,899	6,484	8,501	10,830	9,242						
親下水使用料金(円) E	3,086,656	2,185,207	2,669,074	3,579,136	3,964,399	2,933,782						
既請求金額 F	¥13,576	¥16,463	¥14,234	¥15,232	¥15,703	¥13,271						
年度計												¥88,479

既請求金額合計
¥890,718

正しい請求金額
¥931,138
差額 ¥40,420

《計算誤りの原因について》

(1) 病院全体の下水道の使用量について、新棟開院後、排出汚水量の減量を認定されていたにもかかわらず、誤って減量される前の上水道の使用量と同じ数値を計算に用いていた。

※ 下水道の病院全体の使用料(D)については、減量後の使用量を用いる必要があった。

(2) 病院全体の使用量及び使用料金(B～E)について、誤って前月分の数値を計算に用いていた。

例:平成29年4月分の水道料金を計算する場合、喫茶店の給水使用量(A)については4月分の数値を使用し、病院全体の使用量等(B～E)については、誤って3月分の数値を計算に用いていた。

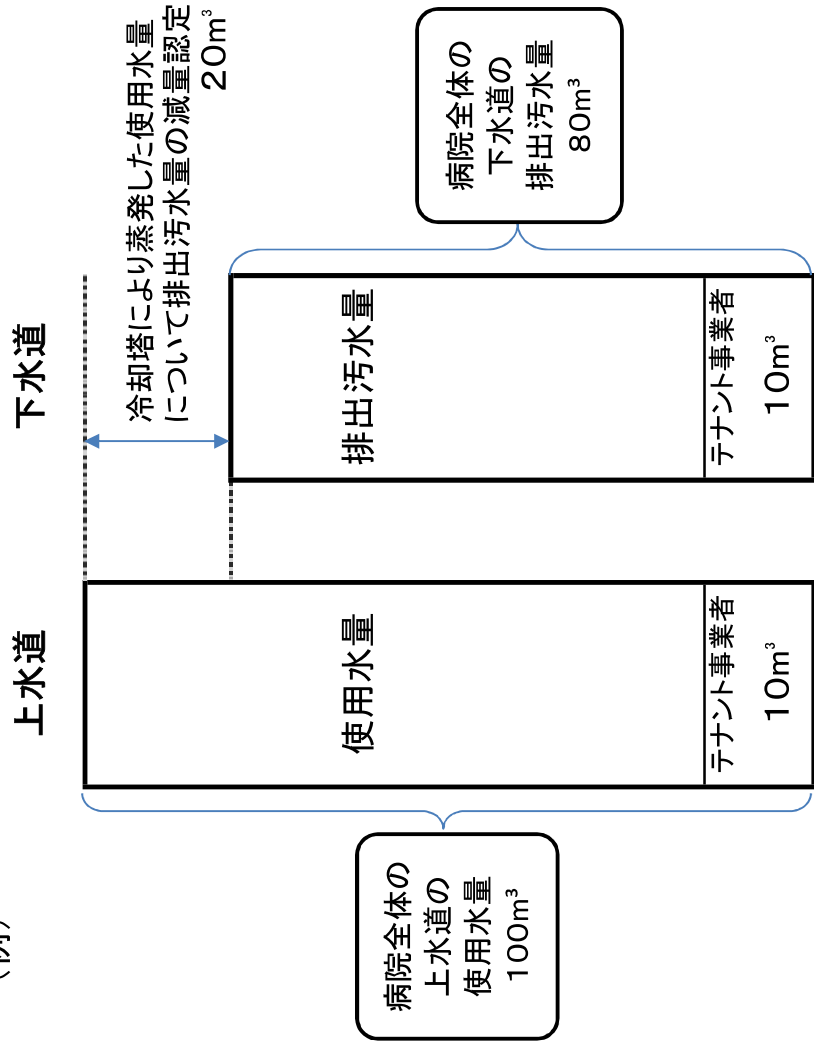
(3) 使用量及び使用料金について入力誤りがあった。

排出汚水量の減量認定に係る誤りについて

下水道の使用料金は、原則として上水道の使用水量を下水道の排出汚水量とみなして請求されています。しかし、冷却塔等の使用に伴い使用水量の相当量が蒸発していると認定された場合や、製水業や食品加工業など使用水量の一部が製品化され認定された場合には、排出汚水量が減量される制度があります。

井田病院では、平成24年5月の新棟一部開院以降、排出汚水量の減量認定を受けておりましたが、誤って減量される前の上水道の使用水量と同じ数値により、下水道の使用料金を計算し、事業者に対して請求しております。

(例)



病院全体の下水道使用料金が8,000円とすると、

○既請求額
 $8,000円 \times \frac{10m^3}{100m^3} = 800円$
誤って上水道の使用水量と同じ数値により積算

○正しい請求額
 $8,000円 \times \frac{10m^3}{80m^3} = 1,000円$
減量認定後の下水道の排出汚水量

○追加請求を要する額
 $1,000円 - 800円 = 200円$

平成 30 年 1 月 24 日

川崎市立井田病院事務局庶務課 御中

レストラン事業者

行政財産使用許可に基づく水光熱費（動力電源電気料）の追加請求についての回答

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成 29 年 12 月 27 日にご説明頂きました件について弊社より以下のとおり回答差し上げます。

◆平成 24 年 5 月から平成 29 年 10 月までの動力電源電気量の追加請求について

同期間における水光熱費の請求については、都度ご請求通り遅滞なく支払い済みと認識しており、追加請求についてお支払いする意思はございません。

その理由として、貴院のレストラン開設当時の公募時、及び川崎市、または貴院との協議の中で、今件電気料が想定される旨の説明が行われていなかったと認識しております。また、このことは昨年に実施された公募の際にも同様に説明がなされていなかったことから明らかだと判断しています。

月間にかかる動力電源電気料をもとに、レストランの運営の試算を行なった場合、大幅な赤字となり運営上成り立たないことは明白です。仮に川崎市、または貴院より説明がなされていたのであれば、弊社は応札、及びレストラン運営は行なわなかったものと考えます。川崎市、または貴院より、過去の公募時、及びレストラン開設に伴う協議の中で、今件電気料相当額の請求が発生する旨の説明、および双方での確認がなされていたということであれば、その事実関係について、いつ頃、どのような形でなされていたのかを提示していただけます様お願い致します。

◆平成 29 年 11 月からの電気料金について

上記記載のとおり説明、明示がなされていない状況下で平成 29 年 11 月 1 日からのレストラン運営業者として選定を受けていると認識しておりますので、追加請求について支払う意思はございません。

平成 29 年 11 月からのレストラン運営事業者にかかる公募過程において、競合の応札予定事業者からの質問に対する貴院の回答として、平成 28 年度の月額平均は 34,913 円と明確な回答（別添資料①）があり、今件電気料請求金額は公募時の説明と大きく乖離した内容となっております。

弊社といたしましては、公募過程で貴院より開示のあった情報、条件をもとにレストラン運営の試算表（別添資料②）を含む資料を提出し、貴院の選定審査会の審査を

経て選定を受けております。

公募過程、及び運営開始以前に電気料請求の元となる子メーターの存在、及び動力電源電気料の請求について、貴院からの情報開示がなかったことから、現在の使用許可期間中は公募時に開示された情報に基づく水光熱費水準でのご請求をご検討頂けますようお願い致します。

上記記載のとおり動力電源電気料の支払いについて、事前に貴院より情報開示がなされていたとするならば、レストラン運営が成り立たないことは明白であり、弊社は公募に参加することはございませんでした。

弊社と致しましては、過去に遡っての動力電源電気料の支払請求、及び現在の使用許可期間中における動力電源電気料の請求がなされる場合は、公募情報の相違を理由にレストラン運営の即時撤退の申し入れを予定しております。

以上

レストラン電気料金(平成24年5月～平成30年3月分)

一般動力 平成29年10月28日時点動力メーター 1.211.310kwh → 1/5倍で242.262kwh
 新棟開院の平成24年5月から平成29年10月までの66か月で割ると 3,670.6363 kwh/月
 ※平成29年11月以降は、実測値。

保安電灯 平成30年4月2日時点保安電灯メーター 72.547.5kwh
 新棟開院の平成24年5月から平成30年3月までの71か月で割ると 1,021.7957 kwh/月

保安動力 平成30年4月2日時点保安動力メーター 150.033.5kwh → 1/5倍で30,006.7kwh
 新棟開院の平成24年5月から平成30年3月までの71か月で割ると 422.6295 kwh/月

未請求金額合計

年度	H24.4	H24.5	H24.6	H24.7	H24.8	H24.9	H24.10	H24.11	H24.12	H25.1	H25.2	年度計
未請求金額(円) F=C+H	¥85,811	¥89,143	¥90,990	¥91,748	¥93,560	¥91,514	¥95,012	¥93,868	¥92,391	¥103,257	¥100,846	¥1,027,740
一般灯使用電力量(kwh) A	13,797.7	2,468.5	2,197.5	2,223.6	1,864.3	1,741.6	1,993.4	2,309.7	788.4	1,637.6	1,792.3	17,923.3
一般動力使用電力量(kwh) B	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363
保安電灯使用電力量(kwh) C	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957
保安動力使用電力量(kwh) D	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295
総電力量(kwh) E	465.9478	471.966	625.152	672.262	599.460	482.484	409.032	423.474	434.208	404.484	438.480	4,384.800
総電力料金(円) F	7,817.347	8,329.750	11,071.708	12,058.257	10,964.768	8,632.083	7,771.259	8,597.766	7,771.259	8,165.307	8,644.952	81,651.922
正しい請求金額(円) G=F(A+B+C+D)/E	¥108,957	¥132,162	¥129,508	¥131,632	¥129,439	¥122,672	¥132,039	¥136,253	¥106,631	¥136,315	¥136,182	¥1,401,840
既請求金額(円) H	¥231,146	¥43,019	¥39,884	¥39,884	¥35,929	¥31,021	¥37,021	¥42,385	¥14,240	¥33,058	¥35,336	¥374,100
未請求金額(円) G-H	¥85,811	¥89,143	¥90,990	¥91,748	¥93,560	¥91,514	¥95,012	¥93,868	¥92,391	¥103,257	¥100,846	¥1,027,740
一般灯使用電力量(kwh) A	13,797.7	2,468.5	2,197.5	2,223.6	1,864.3	1,741.6	1,993.4	2,309.7	788.4	1,637.6	1,792.3	17,923.3
一般動力使用電力量(kwh) B	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363
保安電灯使用電力量(kwh) C	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957
保安動力使用電力量(kwh) D	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295
総電力量(kwh) E	465.9478	471.966	625.152	672.262	599.460	482.484	409.032	423.474	434.208	404.484	438.480	4,384.800
総電力料金(円) F	7,817.347	8,329.750	11,071.708	12,058.257	10,964.768	8,632.083	7,771.259	8,597.766	7,771.259	8,165.307	8,644.952	81,651.922
正しい請求金額(円) G=F(A+B+C+D)/E	¥140,317	¥147,634	¥150,651	¥152,971	¥147,100	¥132,354	¥147,100	¥132,354	¥138,361	¥151,064	¥141,064	¥1,694,723
既請求金額(円) H	¥36,308	¥33,743	¥39,635	¥39,884	¥39,884	¥29,747	¥33,906	¥29,738	¥26,924	¥33,965	¥27,383	¥381,989
未請求金額(円) G-H	¥104,009	¥113,891	¥116,716	¥113,087	¥116,716	¥116,716	¥113,194	¥116,616	¥111,437	¥117,099	¥113,681	¥1,312,734
一般灯使用電力量(kwh) A	17,856.6	1,833.2	1,662.4	1,873.9	1,437.5	1,377.6	1,532.2	1,005.2	1,071.4	1,071.4	1,232.1	17,856.6
一般動力使用電力量(kwh) B	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363
保安電灯使用電力量(kwh) C	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957
保安動力使用電力量(kwh) D	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295
総電力量(kwh) E	419.944	469.726	563.203	566.922	471.690	444.466	426.610	444.466	444.348	405.540	437.976	4,199.944
総電力料金(円) F	9,813.207	10,960.819	12,920.490	13,766.619	11,486.238	10,970.093	10,654.292	12,608.664	12,514.947	12,421.553	13,617.466	102,300.011
正しい請求金額(円) G=F(A+B+C+D)/E	¥147,500	¥149,788	¥143,999	¥152,956	¥145,057	¥136,031	¥145,057	¥136,031	¥138,361	¥151,625	¥152,788	¥1,773,668
既請求金額(円) H	¥26,822	¥29,441	¥26,655	¥34,887	¥30,806	¥29,808	¥25,867	¥22,293	¥24,063	¥25,389	¥28,404	¥334,504
未請求金額(円) G-H	¥120,678	¥120,347	¥117,344	¥118,069	¥113,193	¥116,199	¥119,190	¥113,738	¥114,298	¥126,236	¥124,384	¥1,439,164
一般灯使用電力量(kwh) A	12,811.9	1,136.9	1,161.9	1,477.5	1,300.0	1,296.8	1,101.1	1,002.6	1,079.7	1,028.8	1,168.1	12,811.9
一般動力使用電力量(kwh) B	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363
保安電灯使用電力量(kwh) C	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957
保安動力使用電力量(kwh) D	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295
総電力量(kwh) E	415.944	469.726	563.203	566.922	471.690	444.466	426.610	444.466	444.348	405.540	437.976	4,159.944
総電力料金(円) F	9,813.207	10,960.819	12,920.490	13,766.619	11,486.238	10,970.093	10,654.292	12,608.664	12,514.947	12,421.553	13,617.466	102,300.011
正しい請求金額(円) G=F(A+B+C+D)/E	¥147,500	¥149,788	¥143,999	¥152,956	¥145,057	¥136,031	¥145,057	¥136,031	¥138,361	¥151,625	¥152,788	¥1,773,668
既請求金額(円) H	¥26,822	¥29,441	¥26,655	¥34,887	¥30,806	¥29,808	¥25,867	¥22,293	¥24,063	¥25,389	¥28,404	¥334,504
未請求金額(円) G-H	¥120,678	¥120,347	¥117,344	¥118,069	¥113,193	¥116,199	¥119,190	¥113,738	¥114,298	¥126,236	¥124,384	¥1,439,164
一般灯使用電力量(kwh) A	10,611.1	1,136.9	1,161.9	1,477.5	1,300.0	1,296.8	1,101.1	1,002.6	1,079.7	1,028.8	1,168.1	10,611.1
一般動力使用電力量(kwh) B	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363
保安電灯使用電力量(kwh) C	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957
保安動力使用電力量(kwh) D	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295
総電力量(kwh) E	415.944	469.726	563.203	566.922	471.690	444.466	426.610	444.466	444.348	405.540	437.976	4,159.944
総電力料金(円) F	9,813.207	10,960.819	12,920.490	13,766.619	11,486.238	10,970.093	10,654.292	12,608.664	12,514.947	12,421.553	13,617.466	102,300.011
正しい請求金額(円) G=F(A+B+C+D)/E	¥147,500	¥149,788	¥143,999	¥152,956	¥145,057	¥136,031	¥145,057	¥136,031	¥138,361	¥151,625	¥152,788	¥1,773,668
既請求金額(円) H	¥26,822	¥29,441	¥26,655	¥34,887	¥30,806	¥29,808	¥25,867	¥22,293	¥24,063	¥25,389	¥28,404	¥334,504
未請求金額(円) G-H	¥120,678	¥120,347	¥117,344	¥118,069	¥113,193	¥116,199	¥119,190	¥113,738	¥114,298	¥126,236	¥124,384	¥1,439,164
一般灯使用電力量(kwh) A	11,653.6	1,136.9	1,161.9	1,477.5	1,300.0	1,296.8	1,101.1	1,002.6	1,079.7	1,028.8	1,168.1	11,653.6
一般動力使用電力量(kwh) B	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363
保安電灯使用電力量(kwh) C	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957
保安動力使用電力量(kwh) D	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295
総電力量(kwh) E	346.306	393.040	393.040	686.166	394.894	346.394	346.394	346.394	346.394	346.394	346.394	3,463.060
総電力料金(円) F	13,212.600	13,520.113	13,695.109	15,224.031	15,000.951	11,422.850	11,370.293	10,880.803	11,370.293	10,040.405	10,230.011	132,126.000
正しい請求金額(円) G=F(A+B+C+D)/E	¥148,372	¥142,957	¥148,372	¥152,956	¥148,372	¥148,372	¥148,372	¥148,372	¥148,372	¥148,372	¥148,372	¥1,483,720
既請求金額(円) H	¥25,663	¥22,796	¥23,224	¥28,483	¥25,569	¥22,297	¥21,933	¥21,035	¥22,418	¥20,022	¥18,476	¥280,951
未請求金額(円) G-H	¥122,709	¥120,161	¥125,148	¥124,473	¥122,803	¥126,075	¥127,439	¥127,337	¥125,954	¥128,355	¥129,896	¥1,202,769
一般灯使用電力量(kwh) A	11,653.6	1,136.9	1,161.9	1,477.5	1,300.0	1,296.8	1,101.1	1,002.6	1,079.7	1,028.8	1,168.1	11,653.6
一般動力使用電力量(kwh) B	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363	3670.6363
保安電灯使用電力量(kwh) C	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957	1021.7957
保安動力使用電力量(kwh) D	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295	422.6295
総電力量(kwh) E	346.306	393.040	393.040	686.166	394.894	346.394	346.394	346.394	346.394	346.394	346.394	3,463.060
総電力料金(円) F	13,212.600	13,520.113	13,695.109	15,224.031	15,000.951	11,422.850	11,370.293	10,880.803	11,370.293	10,040.405	10,230.011	

レストラン水道料金(平成24年5月～平成30年3月分)

未請求金額合計 ¥7,738,704

正しい請求金額 ¥9,151,452

うち給水分 ¥1,436,177

うち給湯分 ¥7,716,275

既請求金額 ¥1,412,748

年度	H24.4	H24.5	H24.6	H24.7	H24.8	H24.9	H24.10	H24.11	H24.12	H25.1	H25.2	年度計
未請求金額 K<G-J	¥159,430	¥183,983	¥160,197	¥164,457	¥159,201	¥178,833	¥179,945	¥183,402	¥177,736	¥185,580	¥171,531	¥1,838,976
給水使用量 (m ³) A	36	33	34	33	33	32	32	31	30	30	32	
給湯使用量 (m ³) B	200	196	200	201	195	209	217	223	216	218	207	
親上水使用量 (m ³) C	5,753	6,456	8,900	9,811	11,188	7,047	5,970	5,493	5,515	5,756	6,203	
親上水使用料金 (円) D	2,116,386	2,379,039	3,296,039	3,637,527	4,155,666	2,601,442	2,197,728	2,018,925	2,027,172	2,117,510	2,285,068	
親下水使用量 (m ³) E	5,541	6,287	7,003	8,333	9,377	6,667	5,913	5,498	5,498	5,740	6,138	
親下水使用料金 (円) F	2,823,113	2,895,180	3,252,283	3,907,623	3,907,623	3,084,705	2,708,472	2,500,378	2,500,378	2,622,364	2,820,967	
正しい請求金額 G=D+(A+B)/C+H/(A+B)/E	¥196,751	¥189,872	¥195,331	¥196,630	¥191,656	¥200,472	¥207,378	¥202,356	¥202,356	¥216,771	¥216,881	¥2,169,671
うち、正しい請求金額 (給水) H=A/D/C+A/F/E	¥26,380	¥27,512	¥28,381	¥27,757	¥27,739	¥26,617	¥26,461	¥26,461	¥26,461	¥26,461	¥26,461	¥264,984
うち、正しい請求金額 (給湯) I=G-H	¥170,371	¥162,360	¥167,550	¥168,873	¥163,917	¥173,855	¥180,917	¥175,895	¥175,895	¥190,310	¥190,420	¥1,904,687
既請求金額 J	¥41,321	¥36,289	¥35,134	¥32,973	¥32,455	¥24,609	¥27,433	¥24,616	¥24,616	¥24,616	¥24,616	¥246,350

年度	H25.4	H25.5	H25.6	H25.7	H25.8	H25.9	H25.10	H25.11	H25.12	H26.1	H26.2	年度計
未請求金額 K<G-J	¥171,045	¥174,740	¥174,306	¥176,555	¥179,065	¥183,930	¥186,204	¥209,575	¥213,774	¥185,580	¥154,883	¥2,166,218
給水使用量 (m ³) A	30	32	32	32	32	34	33	33	31	30	20	
給湯使用量 (m ³) B	208	211	210	210	210	194	223	253	236	188	208	
親上水使用量 (m ³) C	5,556	6,422	6,793	9,207	10,903	7,812	6,395	5,917	7,093	6,098	5,760	
親上水使用料金 (円) D	2,042,940	2,397,160	2,500,230	3,411,118	4,046,863	2,888,202	2,432,010	2,177,861	2,618,683	2,245,709	2,083,774	
親下水使用量 (m ³) E	5,472	5,885	5,512	7,253	8,693	6,493	5,990	5,811	7,023	6,048	5,688	
親下水使用料金 (円) F	2,488,699	2,694,663	2,588,824	3,376,973	4,094,674	2,987,923	2,747,052	2,657,775	3,282,240	2,775,979	2,589,995	
正しい請求金額 G=D+(A+B)/C+H/(A+B)/E	¥195,798	¥200,837	¥199,612	¥203,169	¥203,828	¥181,751	¥203,333	¥226,169	¥230,935	¥204,332	¥187,953	¥2,407,065
うち、正しい請求金額 (給水) H=A/D/C+A/F/E	¥24,672	¥26,447	¥26,394	¥27,590	¥26,951	¥19,954	¥19,028	¥17,333	¥17,507	¥15,717	¥14,468	¥152,907
うち、正しい請求金額 (給湯) I=G-H	¥171,126	¥174,390	¥173,218	¥175,579	¥176,874	¥161,797	¥184,305	¥208,836	¥213,428	¥188,615	¥173,485	¥2,254,158
既請求金額 J	¥24,693	¥26,097	¥25,222	¥24,604	¥24,329	¥17,921	¥17,329	¥16,491	¥17,161	¥15,522	¥14,822	¥240,847

年度	H26.4	H26.5	H26.6	H26.7	H26.8	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12	H27.1	H27.2	年度計
未請求金額 K<G-J	¥168,647	¥173,894	¥172,002	¥184,384	¥182,197	¥174,771	¥178,127	¥120,668	¥42,832	¥41,704	¥43,450	¥1,539,753
給水使用量 (m ³) A	20	20	20	21	21	21	21	20	21	20	20	
給湯使用量 (m ³) B	200	205	202	213	210	203	207	149	48	51	63	
親上水使用量 (m ³) C	5,115	5,519	6,515	9,007	8,910	6,277	6,519	5,277	7,175	6,435	6,854	
親上水使用料金 (円) D	1,931,253	2,149,233	2,609,167	3,493,486	3,294,057	2,570,125	2,472,193	1,993,327	2,934,262	2,429,506	2,308,230	
親下水使用量 (m ³) E	4,693	5,538	5,792	6,866	6,249	5,443	5,977	5,138	7,312	6,019	6,545	
親下水使用料金 (円) F	2,314,293	2,988,533	2,723,865	3,173,866	2,958,406	2,547,493	2,818,870	2,383,483	3,689,944	3,013,310	2,840,416	
正しい請求金額 G=D+(A+B)/C+H/(A+B)/E	¥189,019	¥191,320	¥189,963	¥202,223	¥199,063	¥169,742	¥193,993	¥200,228	¥200,228	¥193,728	¥200,398	¥1,744,680
うち、正しい請求金額 (給水) H=A/D/C+A/F/E	¥18,819	¥17,777	¥17,846	¥19,708	¥19,439	¥17,787	¥17,013	¥18,080	¥18,080	¥17,917	¥19,654	¥216,963
うち、正しい請求金額 (給湯) I=G-H	¥168,200	¥173,543	¥171,671	¥182,515	¥179,344	¥151,955	¥176,126	¥181,949	¥182,148	¥171,811	¥180,744	¥1,527,717
既請求金額 J	¥16,372	¥17,426	¥17,515	¥17,841	¥16,866	¥14,971	¥19,866	¥16,232	¥17,436	¥16,922	¥16,948	¥204,927

年度	H27.4	H27.5	H27.6	H27.7	H27.8	H27.9	H27.10	H27.11	H27.12	H28.1	H28.2	年度計
未請求金額 K<G-J	¥51,822	¥53,434	¥63,122	¥63,191	¥69,438	¥69,455	¥63,387	¥69,900	¥64,769	¥65,508	¥69,249	¥750,959
給水使用量 (m ³) A	22	22	25	26	26	22	22	22	22	24	21	
給湯使用量 (m ³) B	61	63	73	71	66	66	72	70	75	77	81	
親上水使用量 (m ³) C	5,940	5,948	6,158	8,572	8,361	7,990	7,179	5,883	7,103	6,200	6,503	
親上水使用料金 (円) D	2,248,954	2,252,038	2,564,442	3,263,748	3,182,384	3,039,352	2,726,663	2,228,977	2,699,283	2,249,199	2,468,024	
親下水使用量 (m ³) E	5,770	5,234	5,138	5,925	6,051	6,650	6,727	6,782	7,077	6,188	6,481	
親下水使用料金 (円) F	2,712,678	2,458,231	2,491,933	2,782,194	2,858,832	3,164,119	3,203,620	2,708,575	3,383,170	2,927,113	3,077,422	
正しい請求金額 G=D+(A+B)/C+H/(A+B)/E	¥70,445	¥72,645	¥82,919	¥82,919	¥82,919	¥75,345	¥80,467	¥78,072	¥86,045	¥86,045	¥86,045	¥977,659
うち、正しい請求金額 (給水) H=A/D/C+A/F/E	¥18,674	¥18,152	¥21,152	¥21,318	¥21,318	¥18,836	¥18,832	¥18,658	¥19,728	¥19,728	¥19,728	¥240,282
うち、正しい請求金額 (給湯) I=G-H	¥51,771	¥54,493	¥61,767	¥61,601	¥61,601	¥56,509	¥61,635	¥59,244	¥66,317	¥66,317	¥66,317	¥737,377
既請求金額 J	¥18,623	¥19,211	¥19,797	¥19,492	¥17,861	¥15,890	¥17,060	¥18,172	¥19,295	¥19,572	¥19,432	¥226,600

年度	H28.4	H28.5	H28.6	H28.7	H28.8	H28.9	H28.10	H28.11	H28.12	H29.1	H29.2	年度計
未請求金額 K<G-J	¥82,771	¥50,587	¥49,025	¥48,295	¥48,497	¥53,901	¥55,030	¥58,249	¥53,215	¥55,073	¥58,295	¥657,616
給水使用量 (m ³) A	21	14	17	18	18	18	17	17	18	17	17	
給湯使用量 (m ³) B	79	60	57	55	54	60	63	66	62	65	69	
親上水使用量 (m ³) C	5,142	5,282	6,591	7,833	8,447	7,759	5,715	5,292	6,463	5,658	5,741	
親上水使用料金 (円) D	1,941,331	1,987,598	2,500,007	2,978,873	3,215,607	2,950,341	2,182,257	1,983,742	2,450,856	2,140,280	2,172,281	
親下水使用量 (m ³) E	5,023	4,793	5,354	5,517	5,808	5,691	5,066	5,143	5,680	5,600	5,680	
親下水使用料金 (円) F	2,329,468	2,217,961	2,499,271	2,582,890	2,732,173	2,672,152	2,351,527	2,391,028	3,019,966	2,625,469	2,668,509	
正しい請求金額 G=D+(A+B)/C+H/(A+B)/E	¥84,130	¥62,184	¥62,611	¥61,937	¥61,777	¥67,982	¥67,401	¥67,401	¥72,465	¥69,482	¥72,913	¥831,790
うち、正しい請求金額 (給水) H=A/D/C+A/F/E	¥17,666	¥17,666	¥18,313	¥18,313	¥18,313	¥16,949	¥15,219	¥15,166	¥15,359	¥14,400	¥14,412	¥182,142
うち、正しい請求金額 (給湯) I=G-H	¥66,464	¥44,518	¥44,298	¥43,624	¥43,464	¥51,033	¥52,182	¥52,085	¥57,106	¥55,073	¥58,501	¥649,648
既請求金額 J	¥21,359	¥11,627	¥13,558	¥13,692	¥12,768	¥14,081	¥13,318	¥14,216	¥14,992	¥14,318	¥16,856	¥174,174

年度	H29.4	H29.5	H29.6	H29.7	H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	H29.12	H30.1	H30.2	年度計
未請求金額 K<G-J	¥58,576	¥61,692	¥65,354	¥59,376	¥61,601	¥64,483	¥63,179	¥58,200	¥64,997	¥76,397	¥73,821	¥785,182
給水使用量 (m ³) A	20	23	23	23	23	24	24	23	23	23	23	
給湯使用量 (m ³) B	70	72	74	67	69	71	73	69	76	90	87	
親上水使用量 (m ³) C	4,899	6,484	8,801	10,830	9,242	7,659	5,940	5,366	6,703	5,855	5,817	
親上水使用料金 (円) D	1,847,840	2,458,752	3,236,427	4,134,396	3,522,127	2,911,785	2,249,008	2,027,696	2,543,190	2,216,235	2,209,584	
親下水使用量 (m ³) E	4,725	5,685	7,459	8,210	6,201	5,359	5,359	5,219	6,627	5,798	5,157	
親下水使用料金 (円) F	2,185,207	2,669,074	3,579,136	3,984,399	2,933,782	3,097,942	2,501,836	2,430,016	3,152,320	2,727,043	2,706,010	
正しい請求金額 G=D+(A+B)/C+H/(A+B)/E	¥177,244	¥80,625	¥84,333	¥77,815	¥80,295	¥81,247	¥82,010	¥77,000	¥84,653	¥90,762	¥96,730	¥1,020,687
うち、正しい請求金額 (給水) H=A/D/C+A/F/E	¥18,711	¥19,519	¥20,653	¥21,354	¥20,250	¥20,250	¥19,400	¥19,400	¥19,666	¥20,379	¥20,909	¥246,895
うち、正しい請求金額 (給湯) I=G-H	¥58,565	¥61,106	¥63,680	¥56,461	¥59,845	¥60,997	¥62,610	¥57,600	¥64,987			

レストラン水道料金(平成24年5月～平成30年3月分)

未請求金額合計 ¥4,204,790

正しい請求金額 ¥5,617,538

うち給水分 ¥1,436,177
うち給湯分 ¥4,181,361

既請求金額 ¥1,412,748

年度	H24.4	H24.5	H24.6	H24.7	H24.8	H24.9	H24.10	H24.11	H24.12	H25.1	H25.2	H25.3	年度計
未請求金額 K<G-J	¥46,763	¥49,940	¥52,514	¥55,106	¥57,697	¥60,288	¥62,879	¥65,470	¥68,061	¥70,652	¥73,243	¥75,834	¥614,133
給水使用量 (m ³) A	38	33	33	34	33	33	32	34	31	30	30	32	
給湯使用量 (m ³) B	71	6,456	7,111	7,766	8,421	9,076	9,731	10,386	11,041	11,696	12,351	13,006	
親上水使用量 (m ³) C	2,116,386	2,319,035	2,521,684	2,724,333	2,926,982	3,129,631	3,332,280	3,534,929	3,737,578	3,940,227	4,142,876	4,345,525	6,203
親下水使用量 (m ³) D	5,541	6,287	7,033	7,779	8,525	9,271	10,017	10,763	11,509	12,255	13,001	13,747	2,285,068
親上水使用料金 (円) E	2,823,113	2,895,180	2,967,247	3,039,314	3,111,381	3,183,448	3,255,515	3,327,582	3,400,649	3,472,716	3,544,783	3,616,850	6,138
親下水使用料金 (円) F	¥68,084	¥72,360	¥76,636	¥80,912	¥85,188	¥89,464	¥93,740	¥98,016	¥102,292	¥106,568	¥110,844	¥115,120	¥844,828
正しい請求金額 G=D+(A+B)/C+H/(A+B)/E	¥27,360	¥27,360	¥27,360	¥27,360	¥27,360	¥27,360	¥27,360	¥27,360	¥27,360	¥27,360	¥27,360	¥27,360	¥27,360
うち、正しい請求金額 (給水) H=A/D/C+A/F/E	¥58,449	¥58,449	¥58,449	¥58,449	¥58,449	¥58,449	¥58,449	¥58,449	¥58,449	¥58,449	¥58,449	¥58,449	¥286,983
うち、正しい請求金額 (給湯) I=G-H	¥41,321	¥41,321	¥41,321	¥41,321	¥41,321	¥41,321	¥41,321	¥41,321	¥41,321	¥41,321	¥41,321	¥41,321	¥647,845
既請求金額 J													¥26,350
年度計													¥718,193

年度	H26.4	H26.5	H26.6	H26.7	H26.8	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12	H27.1	H27.2	H27.3	年度計
未請求金額 K<G-J	¥60,158	¥63,455	¥66,752	¥70,049	¥73,346	¥76,643	¥79,940	¥83,237	¥86,534	¥89,831	¥93,128	¥96,425	¥768,707
給水使用量 (m ³) A	20	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	
給湯使用量 (m ³) B	71	6,422	7,077	7,732	8,387	9,042	9,697	10,352	11,007	11,662	12,317	12,972	
親上水使用量 (m ³) C	1,931,253	2,134,902	2,338,551	2,542,200	2,745,849	2,949,498	3,153,147	3,356,796	3,560,445	3,764,094	3,967,743	4,171,392	6,854
親下水使用量 (m ³) D	4,093	4,839	5,585	6,331	7,077	7,823	8,569	9,315	10,061	10,807	11,553	12,299	6,542
親上水使用料金 (円) E	2,314,293	2,386,360	2,458,427	2,530,494	2,602,561	2,674,628	2,746,695	2,818,762	2,890,829	2,962,896	3,034,963	3,107,030	5,688
親下水使用料金 (円) F	¥78,330	¥82,606	¥86,882	¥91,158	¥95,434	¥99,710	¥103,986	¥108,262	¥112,538	¥116,814	¥121,090	¥125,366	¥999,040
正しい請求金額 G=D+(A+B)/C+H/(A+B)/E	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥252,907
うち、正しい請求金額 (給水) H=A/D/C+A/F/E	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥706,133
うち、正しい請求金額 (給湯) I=G-H	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥240,847
既請求金額 J													¥26,350
年度計													¥718,193

年度	H27.4	H27.5	H27.6	H27.7	H27.8	H27.9	H27.10	H27.11	H27.12	H28.1	H28.2	H28.3	年度計
未請求金額 K<G-J	¥63,455	¥66,752	¥70,049	¥73,346	¥76,643	¥80,940	¥84,237	¥87,534	¥90,831	¥94,128	¥97,425	¥100,722	¥750,959
給水使用量 (m ³) A	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	
給湯使用量 (m ³) B	71	6,422	7,077	7,732	8,387	9,042	9,697	10,352	11,007	11,662	12,317	12,972	
親上水使用量 (m ³) C	1,931,253	2,134,902	2,338,551	2,542,200	2,745,849	2,949,498	3,153,147	3,356,796	3,560,445	3,764,094	3,967,743	4,171,392	6,854
親下水使用量 (m ³) D	4,093	4,839	5,585	6,331	7,077	7,823	8,569	9,315	10,061	10,807	11,553	12,299	6,542
親上水使用料金 (円) E	2,314,293	2,386,360	2,458,427	2,530,494	2,602,561	2,674,628	2,746,695	2,818,762	2,890,829	2,962,896	3,034,963	3,107,030	5,688
親下水使用料金 (円) F	¥78,330	¥82,606	¥86,882	¥91,158	¥95,434	¥99,710	¥103,986	¥108,262	¥112,538	¥116,814	¥121,090	¥125,366	¥999,040
正しい請求金額 G=D+(A+B)/C+H/(A+B)/E	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥252,907
うち、正しい請求金額 (給水) H=A/D/C+A/F/E	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥706,133
うち、正しい請求金額 (給湯) I=G-H	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥240,847
既請求金額 J													¥26,350
年度計													¥718,193

年度	H28.4	H28.5	H28.6	H28.7	H28.8	H28.9	H28.10	H28.11	H28.12	H29.1	H29.2	H29.3	年度計
未請求金額 K<G-J	¥66,752	¥70,049	¥73,346	¥76,643	¥80,940	¥84,237	¥87,534	¥90,831	¥94,128	¥97,425	¥100,722	¥104,019	¥768,707
給水使用量 (m ³) A	22	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	
給湯使用量 (m ³) B	71	6,422	7,077	7,732	8,387	9,042	9,697	10,352	11,007	11,662	12,317	12,972	
親上水使用量 (m ³) C	1,931,253	2,134,902	2,338,551	2,542,200	2,745,849	2,949,498	3,153,147	3,356,796	3,560,445	3,764,094	3,967,743	4,171,392	6,854
親下水使用量 (m ³) D	4,093	4,839	5,585	6,331	7,077	7,823	8,569	9,315	10,061	10,807	11,553	12,299	6,542
親上水使用料金 (円) E	2,314,293	2,386,360	2,458,427	2,530,494	2,602,561	2,674,628	2,746,695	2,818,762	2,890,829	2,962,896	3,034,963	3,107,030	5,688
親下水使用料金 (円) F	¥78,330	¥82,606	¥86,882	¥91,158	¥95,434	¥99,710	¥103,986	¥108,262	¥112,538	¥116,814	¥121,090	¥125,366	¥999,040
正しい請求金額 G=D+(A+B)/C+H/(A+B)/E	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥252,907
うち、正しい請求金額 (給水) H=A/D/C+A/F/E	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥706,133
うち、正しい請求金額 (給湯) I=G-H	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥240,847
既請求金額 J													¥26,350
年度計													¥718,193

年度	H29.4	H29.5	H29.6	H29.7	H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	H29.12	H30.1	H30.2	H30.3	年度計
未請求金額 K<G-J	¥70,049	¥73,346	¥76,643	¥80,940	¥84,237	¥87,534	¥90,831	¥94,128	¥97,425	¥100,722	¥104,019	¥107,316	¥768,707
給水使用量 (m ³) A	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	
給湯使用量 (m ³) B	71	6,422	7,077	7,732	8,387	9,042	9,697	10,352	11,007	11,662	12,317	12,972	
親上水使用量 (m ³) C	1,931,253	2,134,902	2,338,551	2,542,200	2,745,849	2,949,498	3,153,147	3,356,796	3,560,445	3,764,094	3,967,743	4,171,392	6,854
親下水使用量 (m ³) D	4,093	4,839	5,585	6,331	7,077	7,823	8,569	9,315	10,061	10,807	11,553	12,299	6,542
親上水使用料金 (円) E	2,314,293	2,386,360	2,458,427	2,530,494	2,602,561	2,674,628	2,746,695	2,818,762	2,890,829	2,962,896	3,034,963	3,107,030	5,688
親下水使用料金 (円) F	¥78,330	¥82,606	¥86,882	¥91,158	¥95,434	¥99,710	¥103,986	¥108,262	¥112,538	¥116,814	¥121,090	¥125,366	¥999,040
正しい請求金額 G=D+(A+B)/C+H/(A+B)/E	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥18,819	¥252,907
うち、正しい請求金額 (給水) H=A/D/C+A/F/E	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥59,711	¥706,133
うち、正しい請求金額 (給湯) I=G-H	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥16,372	¥240,847
既請求金額 J													¥26,350
年度計													¥718,193

年度	H30.4	H30.5	H30.6	H30.7	H30.8	H30.9	H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3	年度計
未請求金額 K<G-J	¥73,346	¥76,643	¥80,940	¥84,237	¥87,534	¥90,831	¥94,128	¥97,425	¥100,722	¥104,019	¥107,316	¥110,613	¥768,707
給水使用量 (m ³) A	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	
給湯使用量 (m ³) B	71	6,422	7,077	7,732	8,387	9,042	9,697	10,352	11,007	11,662	12,317	12,972	
親上水使用量 (m ³) C	1,931,253	2,134,902	2,338,551	2,542,200	2,745,849	2,949,498							